

平成24年度 第1回研修会

「新しい在留管理制度がもたらす 行政サービスの諸問題」

平成24年11月13日（火）14:00～17:00
地球市民かながわプラザ研修室A

次 第

進行：神奈川県国際課

- 14：00 開会
挨拶：奈須 菊夫（かながわ自治体の国際政策研究会代表幹事、
鎌倉市経営企画部 次長）
- 14：10 第一部 講演「新たな在留管理制度の概要」
講師：渋谷 利郎（神奈川県行政書士会国際部 部長）
- 14：50 第二部 講演「外国人の在留に関する諸手続き ～中長期在留者が日本へ上陸して
から出国するまでの流れ～」
講師：箕輪 ひろみ（神奈川県行政書士会国際部 部員）
- 15：30 質疑応答
- 15：45 休憩
- 16：00 第三部 意見交換会
(会場レイアウト変更)
グループディスカッション
- 16：40 グループ発表及び講評
講評：神奈川県行政書士会
- 17：00 閉会

研修会の趣旨

新たな在留管理制度の導入、外国人登録制度の廃止に伴い、市町村における外国人への行政サービスの提供について様々な課題が生じていると考えられる。現実にどのような問題が起きているのか検討し、新制度と多文化共生推進の狭間で、自治体はどのように行動すべきかについて考える。

第1部 新たな在留管理制度の概要 (14:10 ~ 14:50)

講師 神奈川県行政書士会国際部 部長
渋谷 利郎

はじめに～このテーマの担当者として～

新たな制度はご承知の通り、平成24年7月9日(月)よりスタートしました。法制定から段階的に逐次施行された<参照:資料編 P3,P4>、制度の大きな改革です。新制度により創設された、在留カードの対象者又住基法改正で創設された、外国人の住民票の交付対象者、更に外国人登録制度の廃止により、自治体の行政サービスの対象外の外国人市民が想定され、本テーマの現実的な問題がそこにあります。当職は、新制度の内容(業務)に携わっている者として、このテーマを中心とした条項を抽出し、この講習会に参加された自治体実務者の皆様から、現実にはどのような問題が起きているのかを提出いただき<参照:事前アンケート回答(レジュメ P7~P10)>、検討し、新制度と多文化共生の狭間の中で、いったい自治体はどのように行動すべきかを、ともに検討し、コメントいたしたい、と考えております。

1. 同制度の関連根拠法等(法務省・総務省・文科省)

平成21年第171回通常国会で可決成立し平成21年7月15日公布。平成24年7月9日施行された。

- 1) 出入国管理及び難民認定法<入管法>及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部<入管特例法>を改正する等の法律<同施行規則>(法務省 平成21年法律第79号)

参照(リーフレット)「新しい在留管理制度がスタート！」

- 2) 住民基本台帳法の一部を改正する法律(総務省 平成21年法律第77号)

参照(リーフレット)「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします！」

- 3) 参考条文 上記1) 関連

イ 改正入管法(平成21年法律第79号)附則第60条 <参照:資料編 P26>

ロ 外国人児童生徒教育の充実について(通知)(平成18年6月22日、18文科初第368号、文部科学省初等中等教育局長、銭谷眞美)(別添1) <参照:資料編 P29,P30>

ハ 外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について(通知)(24文科初第388号 平成24年7月5日文部科学省初等中等教育局長、布村幸彦) <参照:資料編 P27,P28>
(別添1)外国人児童生徒教育の充実について <参照:資料編 P29,P30>

(別添2)被仮放免者情報の市町村への通知について(平成24年5月15日付け法務省入国管理局警備課長事務連絡) <参照:資料編 P31>

(別添3)外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間 <参照:資料編 P33>

- ニ **参照** 第171国会法務委員会 議事録<資料集 P34>及び参議院付帯決議<資料集: P35>

2. 新たな在留管理制度の導入（その目的）

その前に、改正前までの内外の主な経緯

- ・2001年9月11日米国同時多発テロ事件発生。
- ・2004年1月5日導入のUS-VISITプログラム。（米国に入国する外国人に指紋・写真撮影）
- ・2008年11月20日日本版US-VISITプログラム。

各界からの反応

- ・アムネスティインターナショナル日本 ・外国人入権法連絡会 ・在日コリアン青年連合
- ・反住基ネット ・参議院の附帯決議 ・第171国会 法務委員会 第11号h.21 6.19.（仮放免許可者の市町村等に通知の件） ・森国務大臣A「...不法滞在者の行政サービスの範囲は法改正後も基本的に変更ない...」

1) 法務大臣が、外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図る。

二元的管理（外登法制度＋入管法）から一元的管理（改正入管法）へ。外登法制度の廃止。

<参照：資料編 P5 図解>

2) 新制度の導入により外国人の在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置が可能となった。

新制度の主なポイント：<参照：法務省リーフレットP4.P5.P6.P7.>

在留カードの交付（常時携帯義務）

在留期間の上限伸長（3年 5年） 会社区分カテゴリー-1.2.3.4.

再入国許可制度の見直し（みなし再入国許可制度の導入・1年以内に帰国・特永者2年）
但し注意事項あり。

外国人登録制度の廃止（外国人登録証明書の廃止）

特別永住者は入管特例法により、特別永住者証明書（市区町村交付、常時携帯義務なし）

新制度の対象者 <参照：在留資格一覧表 資料編 P1,P2>

中長期在留者のみ（3か月を超える在留期間）

対象にならない外国人 <参照：法務省リーフレット P3>

「3月」以下の在留期間が決定された人 その発生の意味は？

「短期滞在」の在留資格が決定された人

「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人

から の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注1）

特別永住者

在留資格を有しない人（注2）（不法滞在者・仮放免許可の者）

（注1）及び（注2）は <参照：法務省リーフレット P3>

については退去強制手続 出国命令制度手続の対象となる。

3) 住民基本台帳法の一部改正とあわせ大きな制度の改正が行なわれた。

<参照：総務省リ - フレット P3 住民票が作成される外国人と、住民票の記載事項>

日本人と同じ様に住民票の交付対象とした。 世帯主に外国人は？

家族単位の構成とした。

この対象者は、

- ・ 中長期在留者（在留カード交付対象者）
- ・ 特別永住者
- ・ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ・ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
- ・ 住基法対象者が行政のサービスを受けることになる。

不法滞在者・仮放免許可者は住基法の対象外とされ、行政のサービス等は今後どうなるのか？

3. 新たな在留管理制度の問題点

1) アンケート回答結果

2) 改正入管法附則第 60 条

参照 アンケート回答 1〔新制度の施行によって外国人住民が行政サービスを受けられなくなったケースはありますか。〕の 及び の回答

就学案内の送付が出来なくなった。

(途中略)住民基本台帳へ記載された人口は外国人登録人口と比較し約 350 名少なくなった。

第 2 部 外国人の在留に関する諸手続

- 中長期在留者が上陸してから出国するまでの流れ - (14:50 ~ 15:30)

講師 神奈川県行政書士会国際部

箕輪 ひろみ

レジュメ P4、P5

在留カードの携帯義務、住居地の届出義務等、新制度の外国人管理が一段と強化される。

第 2 部資料編

在留カードの携帯義務、住居地の届出義務等、新制度の外国人管理が一段と強化される。

【第2部】 外国人の在留に関する諸手続 ～ 中長期在留者が日本へ上陸してから出国するまでの流れ ～

【二元的管理から一元的管理へ（点から線へ）】 法 … 入管法

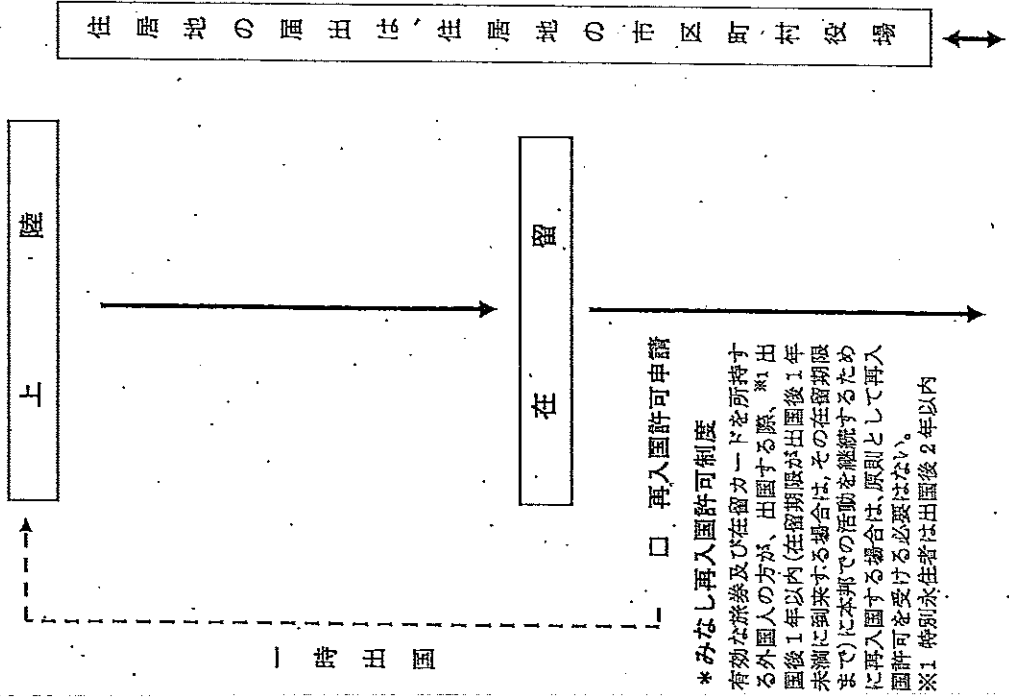
- … 上陸許可の証印を受け、上陸が許可される。在留資格・在留期間の決定（法9条）
- ☆ 中長期在留者には、「在留カード」の発行
- … 常時携帯義務あり【罰則】20万円以下の罰金

【注意!!】以下の住居地関係の届出につき、資料P14参照
虚偽の届出や届出義務違反等⇒罰則（在留資格の取消し等の対象）

- 「新規住居地の届出」（法19条の7）
 住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場にて在留カードを提出して、新規住居地を届出
 ＊在留カードを提出して住民基本台帳法上の転入届を行った場合には入管法上の住居地の届出を行ったものとみなされる。
- 「住居地の変更届出」（法19条の9）
 住居地を変更した場合は、新住居地に移転した日から14日以内に新住居地の市区町村役場にて 在留カードを提出して住居地の変更を届出
- 「在留資格変更等に伴う住居地届出」（法19条の8①）
 在留資格の変更等により新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場にて、在留カードを提出して住居地を届出

- ＊在留カードを提出して住民基本台帳法上の転入届・転居届を行った場合には入管法上の住居地の届出を行ったものとみなされる。
- ＊転出の際は、転出地で転出届をし「転出証明書」の交付を受けて、新住居地で転入届。
- ＊同一の市区町村内で住所を変更する際には、お住まいの市区町村役場に転居の届出。

【参考】中長期在留者 … 中長期在留者は住民票作成対象者 関連：印鑑登録条例
 ①～⑥のいずれにもあてはまらない人 ⇒ 条例：P25 資料参照
 ① 「3月」以下の在留期間が決定された人 ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
 ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
 ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
 ⑤ 特別永住者 ※特別永住者証明書交付 ⑥ 在留資格を有しない人



【二元的管理から一元的管理へ（点から線へ）】

- 【注意】各種罰則等あり** 資料 P14～P24 参照
- 在留カード交付申請
 - (在留カードとみなされる外登証からの切替え) … 法附則 15 条の 3
 - 居住地以外の在留カード記載事項の変更届出 (14 日以内) … 法 19 条の 10①
 - 在留カードの有効期間の更新申請 … 法 19 条の 11①②
 - 紛失等による在留カードの再交付申請 (14 日以内) … 法 19 条の 12①
 - 汚損等による在留カードの再交付申請 (14 日以内) … 法 19 条の 13③
 - 活動機関に関する届出 (14 日以内) … 法 19 条の 16 1 号
 - 契約機関に関する届出 (14 日以内) … 法 19 条の 16 2 号
 - 配偶者に関する届出 (14 日以内) … 法 19 条の 16 3 号
 - ※ 「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する方のうち、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して 6 月以上行わないで在留 (正当な理由がある場合を除く) ⇒ 在留資格取消の対象者
 - 在留カードの返納 … 法 19 条の 15
 - 在留期間更新許可申請
 - 在留資格変更許可申請
 - 在留資格取得許可申請
 - 資格外活動許可申請
 - 就労資格証明書交付申請
 - 証印転記の願出
 - 在留資格抹消の願出
 - 永住許可申請

【参考】外国人住民に係る住民票を作成する対象者

- ① 中长期在留者 (在留カード交付対象者)
- ② 特別永住者
- ③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞在者
又は国籍喪失による経過滞在者

居住地以外の各種届出・在留諸申請は、居住地を管轄する地方入国管理局

在 留

出 国

* 在留特別許可

* 出国命令制度

日本での在留活動を終え帰国

- ・入国審査官へ在留カードの返却 (法 19 条の 15)
- ・入国審査官が出国の確認 (出国の証印) (法 25 条)

第3部 意見交換会（16:00～17:00）

グループディスカッション

A 自治体現場からのメッセージ

新しい外国人の「在留管理制度」は平成24年7月9日（月）から施行され4か月が過ぎました。

- 1) 現実にどのような問題が起きているのか？
- 2) 自治体側での外国人の対応は変わったか？
- 3) 外国人自身の自治体側に対する対応は？

今まで、コミュニティによく出席していた外国人に変化はあるか？

- 4) 多文化共生推進の間での対応は変わったか？

B 検討そして自治体の取るべき行動は？

グループ発表及び・講評

「新しい在留管理制度に係る研修会」

資料編

資料編目次

1. 在留資格一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 3 ~ P 1 4
2. 新制度で施行された主な項目・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 5 ~ P 1 6
3. 図解 1 新たな在留管理のイメージ・・・・・・・・・・・・ P 1 7
4. 図解 2 「入管法」「入管特例法」「住民基本台帳法」改定案の対象者・・・・・・・・ P 1 8
5. 図解 3 新たな在留管理制度における情報の流れ・・・・・・・・ P 1 9
6. 図解 4 < 登載事項の比較表 >・・・・・・・・・・・・ P 2 0
7. 図解 5 住民票 / 外国人住民票の記載事項比較・・・・・・・・ P 2 1
8. 図解 6 現在の非正規滞在者への法・行政サービスの適用・・・・・・・・ P 2 2
9. 図解 7 新しい在留管理体制における外国人個人情報のシェア（共有）・・・・・・・・ P 2 3
10. 図解 8 U S - V I S I T における個人情報のシェア（情報共有）・・・・・・・・ P 2 4
11. 退去強制手続き及び出国命令手続きの流れ・・・・・・・・ P 2 5
12. 改正入管法施行に伴う主な罰則など・・・・・・・・ P 2 6 ~ P 3 2
13. 改正入管特例法施行に伴う主な罰則など・・・・・・・・ P 3 3 ~ P 3 6
14. 改正入管法施行と各自治体の条例（印鑑条例（一部））・・・・・・・・ P 3 7
15. 改正入管法（平成 21 年 7 月 15 日法律第 79 号）附則・・・・・・・・ P 3 8
16. 外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について（24 文科初第 388 号）・ P 39 ~ P 40
17. （別添 1）外国人児童生徒教育の充実について（18 文科初第 368 号）・・ P 4 1 ~ P 4 2
18. （別添 2）被仮放免者情報の市町村への通知について（法務省管警第 123 号）・・ P 4 3 ~ P 4 4
19. （別添 3）外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間・ P 4 5
20. 第 171 国会 法務委員会 第 11 号 平成 21 年 6 月 19 日 議事録・・・・・・・・ P 4 6
21. 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案 参議院 附帯決議（平成 21 年 7 月 7 日）・ P 4 7

在留資格一覧表

	在留資格 Status of Residence	在留期間 Period of Stay	該当例	査証 (VISA) 区分	基準省令 の適用	就労
法別表 第1	1 外交 (Diplomat)	外交活動の期間	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族	外交査証	なし	(付与された在留資格の範囲内で) 認められる
	公用 (Official)	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	外国政府の大使館・領事館の職員、国政機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	公用査証		
	教授 (Professor)	5年、3年、1年又は3月	大学教授等	就業査証		
	芸術 (Artist)		作曲家、画家、著述家等			
	宗教 (Religious Activities)		外国の宗教団体等から派遣される宣教師等			
	報道 (Journalist)		外国の報道機関の記者、カメラマン等			
	2 投資・経営 (Investor/Business Manager)	5年、3年、1年又は3月	外資系企業等の経営者・管理者等	就業査証	あり	(付与された在留資格の範囲内で) 認められる
	法律・会計業務 (Legal/Accounting Services)		弁護士、行政書士、公認会計士等			
	医療 (Medical Services)		医師、歯科医師、看護師等			
	研究 (Researcher)		政府関係機関や私企業等の研究者			
	教育 (Instructor)		小学校・中学校・高等学校等の語学教師等			
	技術 (Engineer)		機械工学等の技術者			
	人文知識・国際業務 (Specialist in Humanities/International Services)		通訳、デザイナー、私企業の語学教師等			
	企業内転勤 (Intra-company Transferee)		外国の事業所からの転勤者			
	興行 (Entertainer)		3年、1年、6月、3月又は15日			
	技能 (Skilled Labor)	5年、3年、1年又は3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等	一般査証		
	技能実習 (Technical Intern Training)	1年又は6月 1年を超えない範囲内	技能実習1号イ又は口の活動 技能実習2号イ又は口の活動		-	
	3 文化活動 (Cultural Activities)	3年、1年、6月又は3月	日本文化の研究者等	一般査証	なし	認められない
	短期滞在 (Temporary Visitor)	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間	観光、短期商用、親族訪問、知人訪問等	短期滞在査証		
		15日	日本経由で他の国に旅行するため短期間(15日以内)日本に滞在し出国	通過査証		
	4 留学 (Student)	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	大学、短期大学、高等専門学校等の学生 高等学校、専修学校(高等又は一般過程)等の生徒	一般査証	あり	認められない
研修 (Trainee)	1年、6月又は3月	研修生				
家族滞在 (Dependent)	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	法別表第1の在留資格を持っている外国人が扶養する配偶者又は子(外交、公用、技能実習、研修、留学(基準省令第1号ハ)の在留資格を持って在留する者の配偶者又は子を除く)				
5 特定活動 (Designated Activities)	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は5年を超えない範囲内で法務大臣が個々に指定する期間	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手等 特定研究・事業活動等	特定査証	なし	個々の許可内容による	

	在留資格 Status of Residence	在留期間 Period of Stay	該当例	査証 (VISA) 区分	基準省令 の適用	就労
法別表 第2	永住者 (Permanent Resident)	無期限	法務大臣から永住許可を受けた者	-	-	就労制限 なし
	日本人の配偶者等 (Spouse or Child of Japanese National)	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・実子・特別養子	特定査証	-	
	永住者の配偶者等 (Spouse or Child of Permanent Resident)		永住者・特別永住者の配偶者及び日本 で出生し引き続き在留している実子		-	
	定住者 (Long-Term Resident)	5年、3年、1年、6月又は 5年を超えない範囲内で 法務大臣が個々に指定 する期間	ミャンマー難民、日系3世、外国人配偶 者の実子等		-	

資料 新制度で施行された主な項目

このように、在留カードの交付をはじめ改正のポイントは10項目に及び、これは段階的に施行され、上記の平成24年7月9日まで、3年がかりの大きな改正といわれております。次にそれを見て参りましょう。

○「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」

1 平成21年7月8日可決成立、同年7月15日公布され、段階的に施行

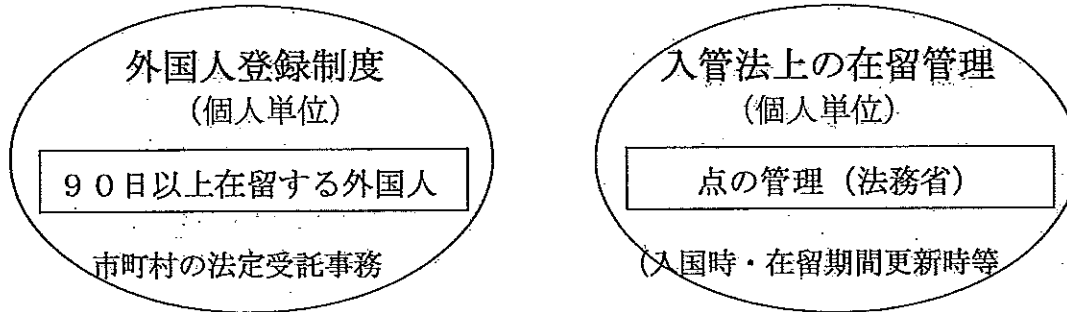
平成21年7月15日施行	<p>○<u>拷問等禁止条約等の送還禁止規定明文化</u> 拷問等禁止条約と同様の規定がある強制失踪条約に係る規定については、当該条約が発効した平成22年12月23日～施行されている。</p>
平成22年1月1日施行	<p>○<u>乗員上陸許可者の乗員手帳等携帯・提示義務化</u> 顔写真が貼付ある旅券の携帯義務。</p>
平成22年7月1日施行	<p>○<u>研修・技能実習制度の見直し</u> 身分保護の強化・知識習得活動・雇用契約による技能修得。</p> <p>○<u>在留資格「就学」「留学」一本化</u> 留学生の安定的在留のため、在留資格を「統一」した。</p> <p>○<u>入国者収容所等視察委員会の設置</u> 収容所視察、被収容者と面接し運営に関し、警備処遇の透明性の確保、入国者収容所の運営改善を図る。</p> <p>○<u>在留期間更新申請等における在留期間の特例導入</u> 在留期間の期限までに申請した場合において、申請に対する処分 が期限までにないときは、その期限後、当該処分がされる時又は従前の期限から2月を経過する日の早い時まで、在留資格を持って、在留することが出来る規定。</p> <p>○<u>上陸拒否の特例制度導入</u> 上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、改めて入国審査官、特別審査官、法務大臣と三段階の手続を経て上陸特別許可を再度行なわずに、入国審査官が上陸許可の証印を出来る規定。</p> <p>○<u>不法就労助長行為等に対処するための退去強制事由追加</u> 他の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的での偽変造文書等の作成等を教唆・幫助する行為。 不法就労助長行為。 資格外活動の罪により禁錮刑以上に処せられた。</p>
平成24年7月9日施行	<p>○<u>在留カードの交付など新しい在留管理制度の導入</u> ○<u>特別永住者への特別永住者証明書交付</u></p>

2. 平成24年7月9日施行改正法の主な内容

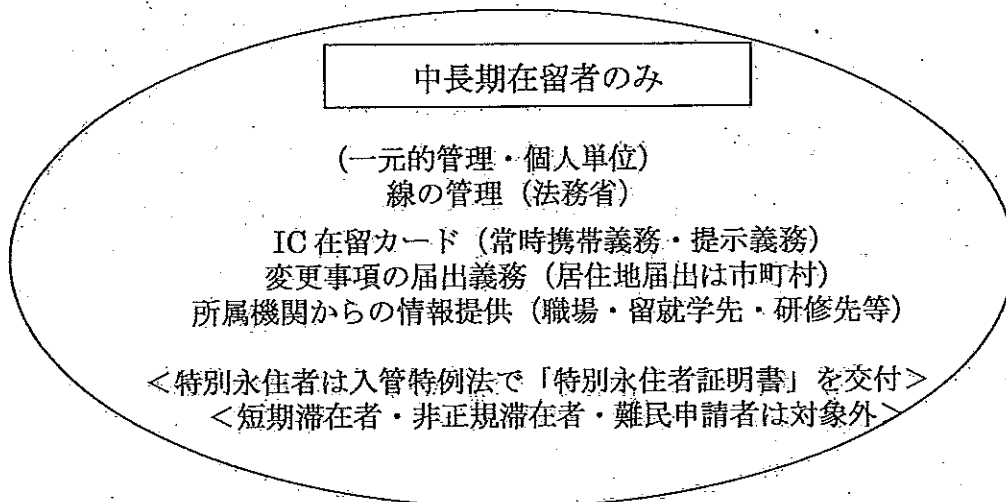
<p>新しい在留管理制度の導入</p>	<p>○「<u>在留カード</u>」の交付 中長期在留者に上陸許可、変更・更新許可時に交付される。※第2部で図解等詳細</p> <p>○<u>在留期間が最長5年に</u> 在留期間の上限が最長5年 ※第2部で説明</p> <p>○<u>再入国許可制度の変更（みなし再入国）</u> 再入国制度の併存</p> <p>○<u>外国人登録制度の廃止</u> 替わって、日本人と同じ住民票の交付</p>
<p>特別永住者制度の変更</p>	<p>○「<u>特別永住者証明書</u>」の交付 外登証に替わり、交付される。</p> <p>○<u>再入国許可制度の変更（みなし再入国）</u> 出国し2年以内に帰国</p>
<p>外国人の住民基本台帳制度導入</p>	<p>○<u>外国人住民にも住民票を作成</u> 家族ぐるみの単位</p>

新たな在留管理のイメージ

現在の制度 (二元的管理)



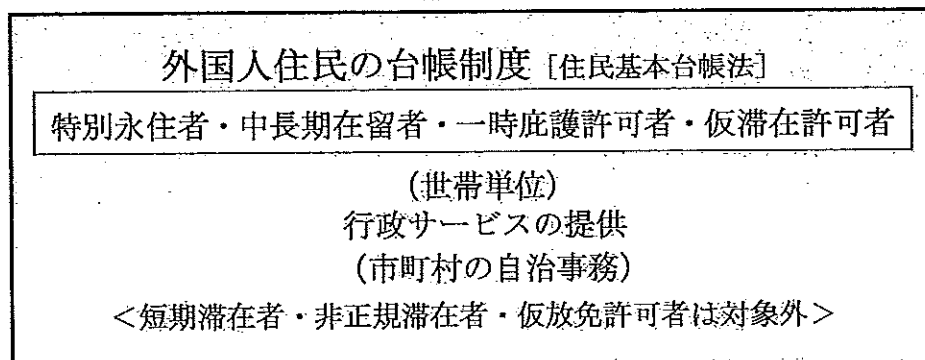
新たな在留管理制度 [改定入管法]



在留情報の通知



住民票記載事項の通知



「入管法」「入管特例法」「住民基本台帳法」改定案の対象者

現行法の在留資格		現行法の在留期間	外国人登録者数 (2007年末)	新規入国者数 (2007年)	外国人登録 対象者	在留カード 対象者	住民登録 対象者	
別 表 第 一	外交	外交活動の期間		9,205	↑	↑	↑	
	公用	公用活動の期間		14,519				
	教授	3年または1年	8,436	2,365				
	芸術		448	239				
	宗教		4,732	985				
	報道		279	119				
	投資・経営		7,916	918				
	法律・会計業務		145	8				
	医療		174	6				
	研究		2,276	559				
	教育		9,832	2,951				
	技術		44,684	10,959				
	人文知識・国際業務		61,763	7,426				
	企業内転勤		16,111	7,170				
	興行		1年、6月、3月ほか	15,728				38,855
	技能		3年または1年	21,261				5,315
	文化活動	1年または6月	3,014	3,454				
	留学	2年または1年	132,460	28,779				
	就学	1年または6月	38,130	19,160				
	研修	1年または6月	88,086	102,018				
家族滞在	3年、2年、1年、 6月、3月	98,167	20,268					
特定活動	3年、1年、6月ほか	104,488	8,009					
別 表 第 二	永住者	無期限	439,757	—	↓	↓	↓	
	日本人の配偶者等	3年または1年	256,980	24,421				
	永住者の配偶者等	3年または1年	15,365	1,710				
	定住者	3年、1年ほか	268,604	27,326				
特別永住者	無期限	430,229	—	↓	↓	↓		
仮滞在の許可者		57 (2008年。不許可は599人)						
一時庇護	—	30	4					
未取得者、その他	—	34,091						
超過滞在の非正規滞在者		113,072 (2009年1月1日現在)						

・入管協会『平成20年版 在留外国人統計』、法務省『平成20年版 出入国管理』などから作成

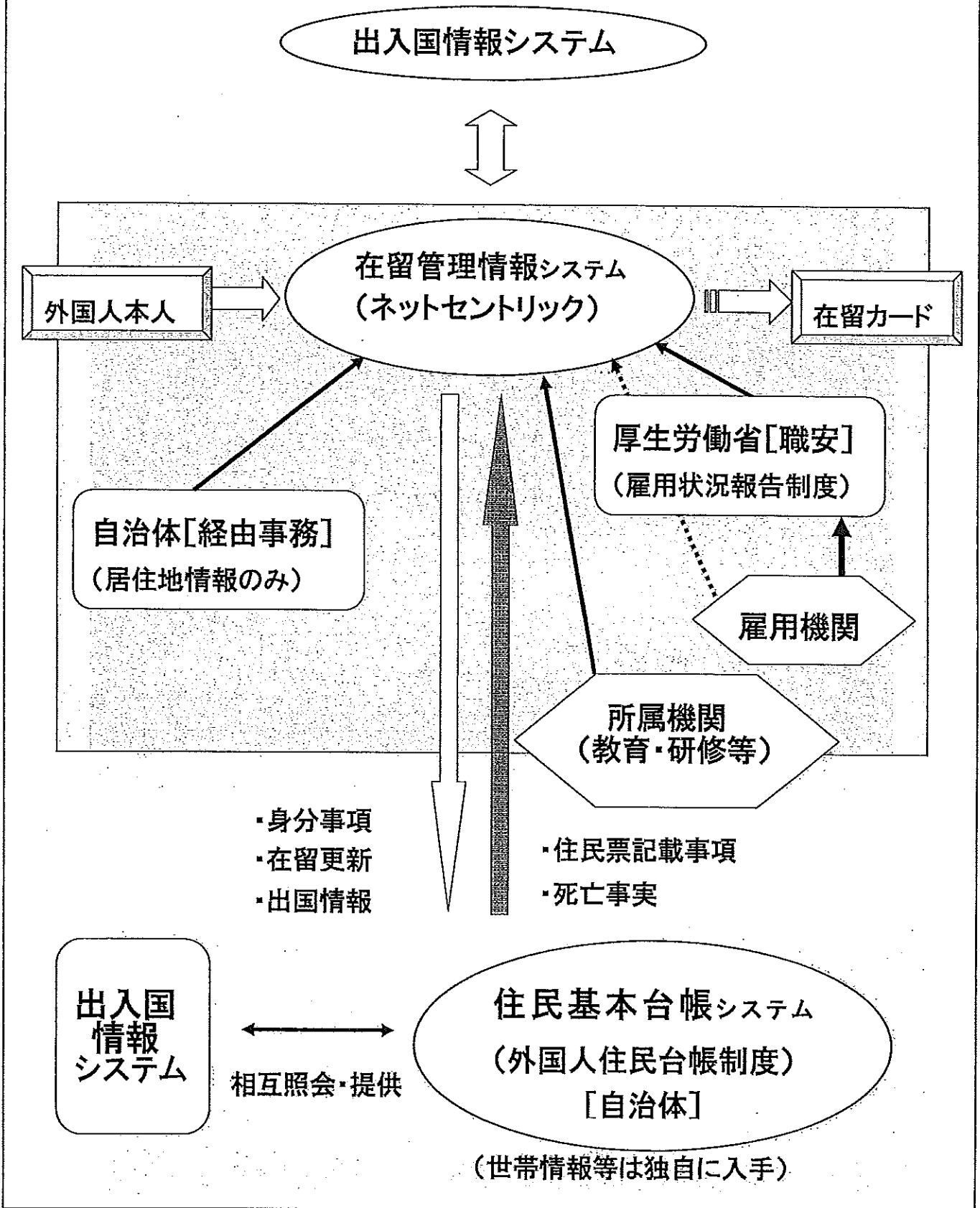
◇「在留カード」交付対象者

外国人登録総数 2,152,973 人－短期滞在 49,787 人－特別永住者 430,229 人－未取得者など 34,121 人
＝1,638,806 人（プラス新規入国者）

◇「外国人台帳」対象者

外国人登録総数 2,152,973 人－短期滞在 49,787 人－未取得者など 34,121 人
＝2,069,065 人＋仮滞在許可者（プラス新規入国者）

新たな在留管理制度における情報の流れ



< 登載事項の比較表 >

住民基本台帳	外国人台帳	外国人登録原票		外国人登録証明書	新在留管理制度	在留カード	特別永住者証明書
住民票コード	住民票コード	①	登録番号	○	○	在留カード 番号	特別永住者 証明書番号
住民となった 年月日	外国人住民と なった年月日	②	登録年月日	交付年月日	○	交付年月日+ 有効期間満了日	交付年月日+ 有効期間満了日
○	○	③	氏名	○	○	○	○
○	○	④	生年月日	○	○	○	○
○	○	⑤	性別	○	○	○	○
○	○	⑥	住所(住居地)	○	○	○	○
	○	⑦	国籍	○	○	○	○
	○	⑧	在留資格	○	○	○	
	○+ 在留期間満了日	⑨	在留期間	在留期限	○	○+ 在留期間満了日	
○	○	⑩	世帯主の氏名	○			
○	○	⑪	世帯主との続柄	○			
		⑫	世帯構成員情報				
	在留カード番号 特別永住者 証明書番号	⑬	(職業) *	○	△	就労制限の有無	
		⑭	旅券番号	○			
国民健康保険	国民健康保険	⑮	旅券発行の 年月日	○			
後期高齢者医療	後期高齢者医療	⑯	上陸許可の 年月日	○	許可の種類 及び年月日	許可の種類 及び年月日	
介護保険	介護保険	⑰	(勤務所等の 名称・所在地)	○	所属機関**		
国民年金	国民年金	⑱	国籍の属する国 における 住所又は居所				
児童手当	児童手当	⑲	出生地	○			
米穀配給	米穀配給	⑳	本邦にある 父母及び配偶者 の氏名、出生の 年月日、国籍				
戸籍の表示、 選挙人名簿登録		㉑		顔写真	報酬 △	顔写真	顔写真

* (職業) : 永住者は適用除外
** 所属機関
雇用機関: 雇用状況報告(賃金等) // 教育機関: 在籍事実、退学・除籍・所在不明事実等 // 研修機関: 受入れ先変更、失踪その他問題情報

住民票／外国人住民票の記載事項比較

記載事項		日本籍者	外国籍者			
			特別永住者	中長期 在留者	一時庇護 許可者／ 仮滞在許可者	出生による 経過滞在者／ 国籍喪失による 経過滞在者
1	氏名					
2	出生の年月日			○		
3	男女の別					
4	世帯主との続柄					
5	戸籍の表示	○			-	
	国籍			○		
	(滞在区分の表示)		特別永住者	中長期 在留者	一時庇護 許可者／ 仮滞在許可者	出生による 経過滞在者 国籍喪失による 経過滞在者
	在留資格			○		-
	滞在の期間	-	-	在留期間	上陸期間 ／仮滞在 期間	-
	在留期間の満了の日			○	-	
	(カード・証明書の番号)		特別永住者 証明書の 番号	在留カード 番号		-
6	住民となった年月日	○			-	
	外国人住民となった年月日	-			○	
7	住所					
8	住所を定めた年月日			○		
9	選挙人名簿に登録の旨	○			-	
10	国民健康保険の被保険者資格					
11	後期高齢者医療の被保険者資格					
12	介護保険の被保険者資格					
13	国民年金の被保険者資格			○		
14	児童手当の受給資格					
15	米穀の配給に関する事項					
16	住民票コード					
17	政令で定める事項					

凡例

共通の記載事項
日本籍者固有の記載事項
外国籍者固有の記載事項
(○)記載される / (-) 記載されない

図解-5-

現在の非正規滞在者への法・行政サービスの適用

制 度	適用の 可否	概 要
労働基準法	○	最低労働基準
労働組合法	○	労働組合活動の保障
最低賃金法	○	最低賃金の確保
労働安全衛生法	○	職場の安全
労災保険	○	仕事上の負傷・疾病
雇用保険	×	失業時の保障
健康保険	×	私生活上の負傷・疾病
生活保護	×	最低生活の保障
学校教育	○	子どもの教育を受ける権利の保障
母子手帳	○	妊娠・出産支援
入院助産	○	出産費用援助
養育医療	○	未熟児医療
育成医療	○	障害児の先天性障害の除去・軽減
更正医療	△	育成医療の成人版（人工透析・HIV等）
結核治療	○	命令入所も含む
精神保健医療	○	統合失調症・うつ病等慢性精神疾患
小児慢性疾患	○	治療研究事業として
予防接種	○	
行旅病人	○	入院、定住所・定職なし、教護者なし
未払医療費補填制度	○	制度のある自治体に限られる
児童手当	×	小学校6年生まで

<参考資料> 外国人の医療と福祉に関する質問主意書及び答弁書 2000.4-5

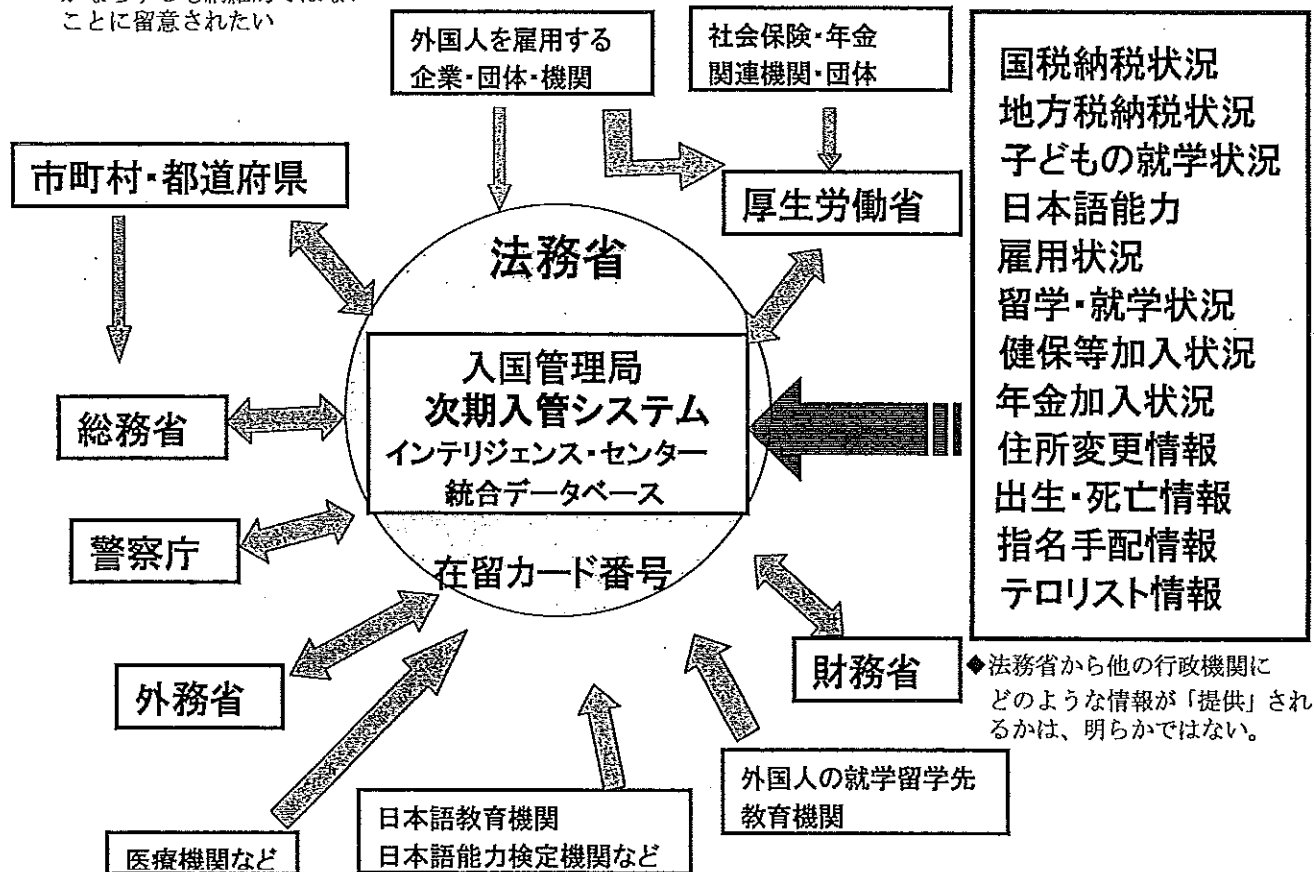
質問主意書（2000.4.28 147 国会参院質問 26）

答弁書（2000.5.26）

新しい在留管理体制における 外国人個人情報のシェア(共有)

法務省入国管理局が
行政機関等から収集予定
のおもな外国人情報

◆この図の情報共有関係は、
かならずしも網羅的ではない
ことに留意されたい



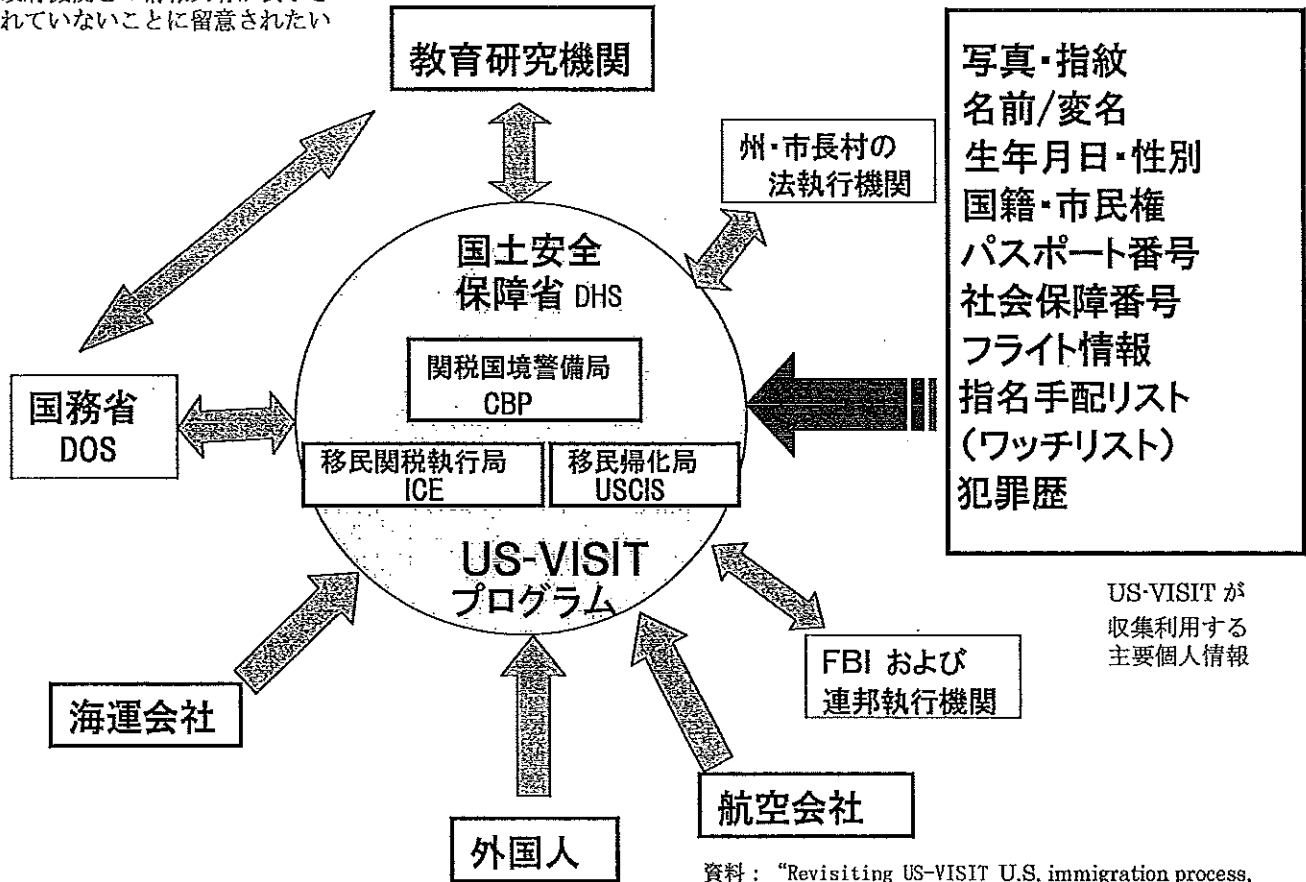
◆法務省から他の行政機関に
どのような情報が「提供」され
るかは、明らかではない。

*日本語能力については、並行して、本人から
直接文書などの提出を受けるともいわれている

資料：規制改革会議「3ヵ年計画」2007.6.22 法務省「入国管理業務・システム最適化計画」2006.3.30 など

US-VISITにおける 個人情報のシェア(情報共有)

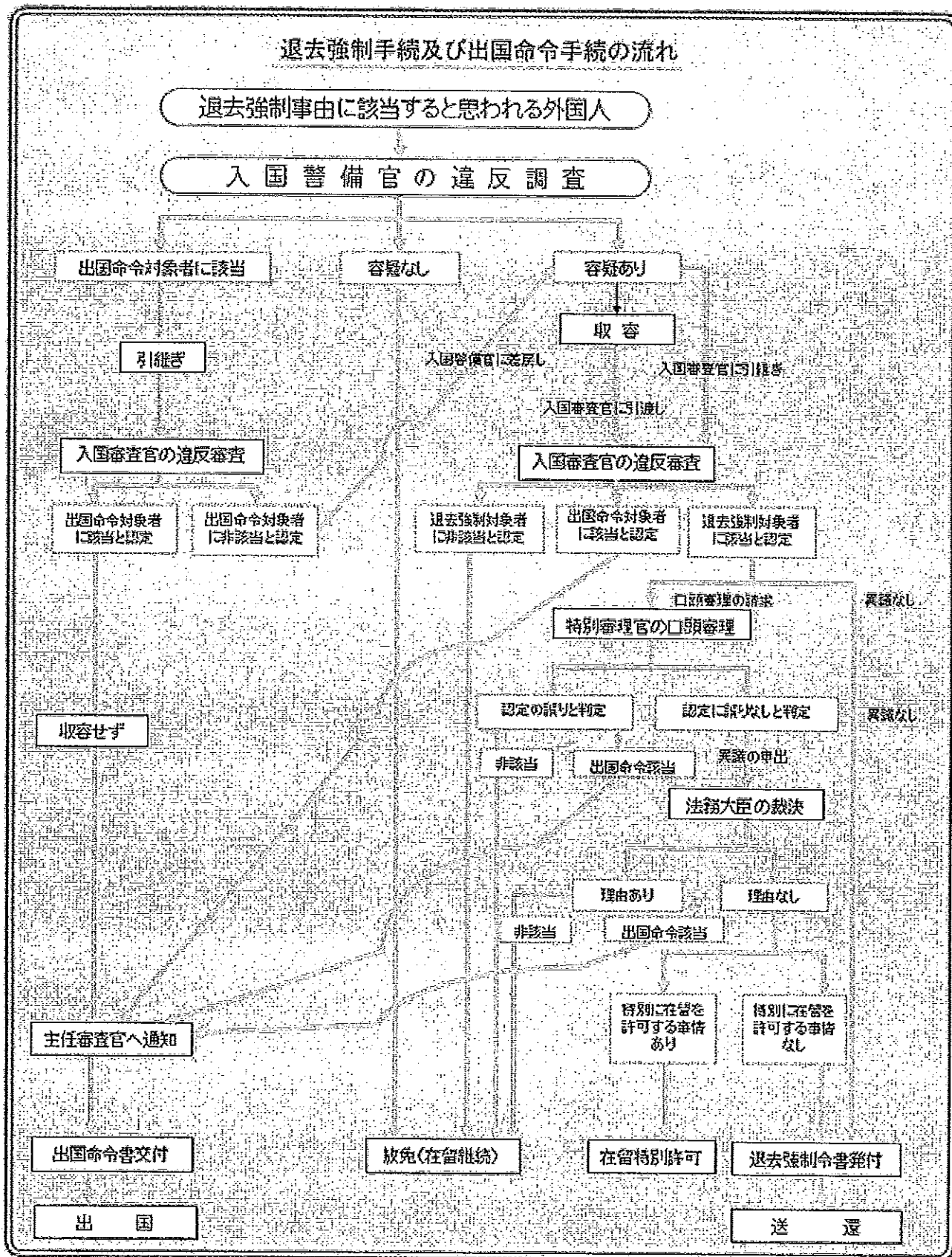
◆この図には国際機関・外国の
政府機関との情報共有が表示さ
れていないことに留意されたい



資料：“Revisiting US-VISIT U.S. immigration process, Concerns, and Consequences” p.36,RAND Corporation,2006 などをもとに作成

2007.10.27 シンポジウム「どこまで強まる？ 外国人管理」資料

退去強制手続及びの出国命令手続きの流れ



改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
新規上陸後の住居地届出	法19条の7①	中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市区町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならぬ。	虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 届出義務違反 (法71条の3 1号) 20万円以下の罰金 在留資格の取消し (法22条の4①8・10号) 上陸許可を受けて新たに中長期在留者となった者が、当該上陸許可を受けた日から90日以内に、住居地の届出をしないこと(正当理由がある場合を除く) 虚偽の住居地を届け出したこと
在留資格変更等に伴う住居地届出	法19条の8①	在留資格の変更等により新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市区町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならぬ。	虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 届出義務違反 (法71条の3 1号) 20万円以下の罰金 在留資格の変更等により新たに中長期在留者になった者が、当該許可を受けた日から90日以内に、住居地の届出をしないこと(正当理由がある場合を除く) 虚偽の住居地を届け出したこと
住居地の変更届出	法19条の9①	中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地に移動した日から14日以内に、新住居地の市区町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市区町村の長を経由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならぬ。	虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 届出義務違反 (法71条の3 2号) 20万円以下の罰金 在留資格の取消し (法22条の4①9・10号) 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に、新住居地の届出をしないこと(正当理由がある場合を除く) 虚偽の住居地を届け出したこと
			退去強制 (法24条 4号の4) 虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 届出義務違反 (法71条の3 1号) 20万円以下の罰金 退去強制 (法24条 4号の4) 虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 届出義務違反 (法71条の3 2号) 20万円以下の罰金 退去強制 (法24条 4号の4) 虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
住居地以外の変更届出	法19条の10①	<p>中長期在留は氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第2条第5号ロに規定する地域に変更を生じたときは、その変更を生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、変更の届出をしなければならぬ。</p>	<p>虚偽の届出 (法71条の2 1号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
在留カードの返納	法19条の15	<p>在留カードの交付を受けた中長期在留者は、以下の場合、在留カードを返納しなければならない。</p> <p>① 中長期在留者でなくなったとき</p> <p>② 在留カードの有効期間が満了したとき</p> <p>③ 再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったとき</p> <p>⇒ 当該事由が生じた日から14日以内</p> <p>④ 今後再入国するつもりがなく日本から出国するとき</p> <p>⑤ 新たな在留カードの交付を受けたとき</p> <p>⇒ 直ちに返納しなければならない</p> <p>⑥ 在留カードを紛失して再交付を受けた後に紛失した 在留カードを発見したとき</p> <p>⇒ 発見した日から14日以内</p> <p>⑦ 中長期在留者が死亡したとき</p> <p>⇒ 死亡の日から14日以内</p>	<p>返納義務違反 ※左記⑦を除く (法71条の3 3号)</p> <p>20万円以下の罰金</p>
所屬機関等に関する届出	条文	<p>内容</p> <p>中長期在留者で、教授・経営・投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学、研修の在留資格をもって在留している者</p> <p>⇒ 活動機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は活動機関からの離脱、移籍があった場合、当該事由が生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、届出をしなければならない。</p>	<p>罰則など</p> <p>虚偽の届出 (法71条の2 1号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p> <p>届出義務違反 (法71条の3 3号)</p> <p>20万円以下の罰金</p> <p>退去強制 (法24条 4号の4)</p> <p>虚偽の届出で懲役に処せられたもの</p>
①活動機関に関する届出	法19条の16 1号		

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など	
<p>② 契約機関に関する届出</p>	<p>法19条の16 2号</p>	<p>中長期在留者で、研究、技術、人文知識・国際業務、異行、技能の在留資格をもって在留している者 ⇒ 契約機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は契約機関との契約の終了若しくは新たな契約の締結があった場合、当該事由が生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、届け出をしなければならない。</p>	<p>虚偽の届出 (法71条の2 1号)</p>	<p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
			<p>届出義務違反 (法71条の3 3号)</p>	<p>20万円以下の罰金</p>
			<p>退去強制 (法24条 4号の4)</p>	<p>虚偽の届出で懲役に処せられたもの</p>
<p>③ 配偶者に関する届出</p>	<p>法19条の16 3号</p>	<p>家族滞在(配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に限る。)、特定活動(配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に限る。)、日本人の配偶者等(日本人の配偶者の身分を有する者に限る。)、永住者の配偶者等(永住者等の配偶者の身分を有する者に限る。))の在留資格を有する中長期在留者 ⇒ 配偶者と離婚又は死別した場合、当該事由が生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、届け出をしなければならない。</p>	<p>虚偽の届出 (法71条の2 1号)</p>	<p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
			<p>届出義務違反 (法71条の3 3号)</p>	<p>20万円以下の罰金</p>
			<p>在留資格の取消し (法22条の4①7号)</p>	<p>「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する方のうち、配偶者の身分を有する者として活動を継続して6月以上行わないうで在留すること(正当な理由がある場合を除く)</p>
			<p>退去強制 (法24条 4号の4)</p>	<p>虚偽の届出で懲役に処せられたもの</p>

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
<p>在留カード交付申請 (在留カードとみなされる 外国人登録証明書からの 切替え)</p>	<p>法附則15条③</p>	<p>法施行(2012年(平成24年)7月9日)の時点において外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は以下のとおり。</p> <p><永住者> 16歳以上の方 2015年7月8日まで 16歳未満の方 2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで</p> <p><特定活動> ※特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者に限る。 16歳以上の方 在留期間の満了日又は2015年7月8日のいずれか早い日まで 16歳未満の方 在留期間の満了日、2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで</p> <p><それ以外の在留資格> 16歳以上の方 在留期間の満了日 16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで</p>	<p>申請義務違反 (法71条の2 2号 附則15条①)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
<p>在留カードの 有効期間の更新</p>	<p>法19条の11 ①②</p>	<p>永住者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は以下の期間内に在留カードの更新申請を行わなければならない。</p> <p>①16歳以上の永住者 ⇒現に有する在留カードの有効期間の満了日の2か月前から有効期間満了日まで ②在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている者 ⇒16歳の誕生日の6か月前から同誕生日まで ③申請期間内に申請することが困難であると予想されるもの ⇒出張や留学のため長期間本邦外で生活することとなり申請期間内に再入国することができないなどのやむを得ない理由のために申請期間内に申請をすることが困難であると認められる場合は、申請期間前においても申請できる。</p>	<p>退去強制 (法24条 4号の4)</p> <p>申請義務違反で懲役に処せられたもの</p> <p>退去強制 (法71条の2 2号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p> <p>退去強制 (法24条 4号の4)</p> <p>申請義務違反で懲役に処せられたもの</p>

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等		条文	内容	罰則など	
紛失等による 在留カードの再交付	法19条の12①	在留カードの交付を受けた中長期在留者が、紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知った日から(本邦から出国している間に当該事実を知った場合にあっては、その後最初に入国した日)から14日以内に、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請をしなければならない。	申請義務違反 (法71条の2 2号)	1年以下の懲役または20万円以下の罰金	
汚損等による 在留カードの再交付	法19条の13③	所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又はIC記録が毀損した中長期在留者に対し、法務大臣は、在留カードの再交付の申請を命じることができる。当該命令を受けた日から14日以内に、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請をしなければならない。	申請義務違反 (法71条の2 2号)	1年以下の懲役または20万円以下の罰金	
不法就労助長行為の特則	法73条の2①②	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者 ② 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者 ③ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は②の行為に関しあつた者 ※ 事業主などは、過失がないこと理由として、不法就労に該当することを知らないと認められない。 助長罪による処罰を免れることはできない。 ・当該外国人の活動が、その外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。 ・当該外国人が当該外国人の活動を行うにあたり、資格外活動の許可を受けていないこと ・当該外国人が、不法入国者、不法上陸者や不法残留者などに該当する者であること。	退去強制 (法24条 4号の4) 不法就労助長罪 (法73条の2①②)	申請義務違反で懲役に処せられたもの 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など	
在留カードの 偽変造等の行為	法73条の3	①行使の目的で、在留カードを偽造又は変造した者 (未遂含む)	偽変造行為 (法73条の3①④) 1年以上10年以下の懲役	
		②偽造又は変造の在留カードを行使した者(未遂含む)	偽変造カード の行使 (法73条の3②④) 1年以上10年以下の懲役	
		③行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、 又は收受した者(未遂含む)	偽変造カード の提供、收受 (法73条の3③④) 1年以上10年以下の懲役	
	法73条の4	④行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを 所持した者	偽変造カード の所持 (法73条の4) 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
	法73条の5	⑤ ①の犯罪行為の用に供する目的で、 器械又は原料を準備した者	偽変造カード 器械又は原料準備 (法73条の5) 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
他人名義の 在留カードの行使等の行為	法73条の6	①他人名義の在留カードを行使した者(未遂含む)	退去強制 (法24条 3号の5イ、ハ、ニ) (唆し、幫助した者も含む) ・行使の目的で、在留カードを偽変造し、 又は偽変造した留カードを提供し、 收受し、若しくは所持すること ・偽変造した留カードを行使すること ・在留カードの偽変造の用に供する目的で 器械又は原料を準備すること	
		②行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、 收受し、又は所持した者(未遂含む)		他人名義の 在留カードの行使等の 行為 (法73条の6①②) 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金
		③行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者 (未遂含む)		
		退去強制 (法24条 3号の5ロ、 ハ) (唆し、幫助した者も含む) ・行使の目的で、他人名義の在留カードを 提供し、收受し、若しくは所持し、又は自己 名義の在留カードを提供すること ・他人名義の在留カードを行使すること		

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など	
在留カードの 常時携帯義務等	法23条②	中長期在留者は、法務大臣が交付し、又は市区町村の長が返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならない。	在留カードの 常時携帯義務違反 (法75条の3)	20万円以下の罰金
	法23条③	入国審査官、警察官、法務省令で定める国又は地方公共団体の職員等が、その職務の執行に当たり、旅券等の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。	在留カードの 受領義務違反 (法75条の2 1号) 退去強制 (法24条 4号の4)	1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 在留カードの受領義務違反で 懲役に処せられたもの
			在留カードの 提示義務違反 (法75条の2 2号) 退去強制 (法24条 4号の4)	1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 在留カードの提示義務違反で 懲役に処せられたもの

改正入管特例法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
住居地届出	特例法10条①	住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村の長に対し、当該市区町村の長を經由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。	虚偽の届出 (特例法31条1号) 届出義務違反 (特例法32条1号)
住居地の変更届出	特例法10条②	特別永住者は、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、新住居地の市区町村の長に対し、当該市区町村の長を經由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。	虚偽の届出 (特例法31条1号) 届出義務違反 (特例法32条2号)
住居地以外の変更届出	特例法11条①	特別永住者は氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域に変更を生じたときは、その変更を生じた日から14日以内に、居住地の市区町村の長を經由して、法務大臣に対し、変更の届出をしなければならない。	虚偽の届出 (特例法31条1号) 届出義務違反 (特例法32条3号)
特別永住者証明書の返納	特例法16条	特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、以下の場合、特別永住者証明書を返納しなければならない。 ①特別永住者でなくなったとき ②特別永住者証明書の有効期間が満了したとき ③再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったとき ⇒当該事由が生じた日から14日以内 ④今後再入国するつもりがなく日本から出国するとき ⑤新たな特別永住者証明書の交付を受けたとき ⇒直ちに返納しなければならない ⑥特別永住者証明書を紛失して再交付を受けた後に紛失した特別永住者証明書を発見したとき ⇒発見した日から14日以内 ⑦特別永住者が死亡したとき ⇒死亡の日から14日以内	返納義務違反 ※左記⑦を除く (特例法32条3号)

改正入管特例法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
<p>特別永住者証明書 交付申請 (特別永住者証明書 とみなされる 外国人登録証明書 からの切替え)</p>	<p>特例法 附則28条③</p>	<p>特例法施行(2012年(平成24年)7月9日)の時点において外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間は以下のとおり。</p> <p>16歳未満の方 16歳の誕生日まで</p> <p>16歳以上の方 ・次回確認(切替)申請期間が2012年7月9日から3年以内に到来する方 ⇒2015年7月8日まで</p> <p>・上記以外の方 ⇒次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日まで</p>	<p>申請義務違反 (特例法31条2号 法附則28条①)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
<p>特別永住者証明書の 有効期間の更新</p>	<p>特例法12条 ①②</p>	<p>特別永住者証明書は以下の有効期間があり、有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までの間に更新申請をしなければならない。(ただし、有効期間満了日が16歳の誕生日とされているときは、当該誕生日の6か月前から有効期間満了日までの間に更新申請。)</p> <p>(注)申請期間内に申請することが困難であると予想されるもの(出張や留学のため長期間本邦外で生活することとなり、申請期間内に申請をすることが困難であると認められる者)は、申請期間前においても申請可能。</p> <p>①16歳以上の方 ⇒各種申請・届出後7回目の誕生日まで (特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了後の7回目の誕生日まで)</p> <p>②16歳未満の方 ⇒16歳の誕生日まで</p>	<p>申請義務違反 (特例法31条2号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
<p>紛失等による 特別永住者証明書の 再交付</p>	<p>特例法13条①</p>	<p>特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知った日から(本邦から出国している間に当該事実を知った場合)にあっては、その後最初に入国した日から14日以内に、特別永住者証明書の再交付申請をしなければならない。</p>	<p>申請義務違反 (特例法31条2号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>

改正入管特例法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
汚損等による特別永住者証明書の再交付	特例法14条③	所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又はC記録が毀損した特別永住者に対し、法務大臣は、特別永住者証明書の再交付の申請を命じることができる。当該命令を受けた日から14日以内に、特別永住者証明書の再交付申請をしなければならぬ。	1年以下の懲役または20万円以下の罰金
特別永住者証明書の偽変造等の行為	特例法26条	①行使の目的で、特別永住者証明書を偽造又は変造した者(未遂含む)	1年以上10年以下の懲役
		②偽造又は変造の特別永住者証明書を行使した者(未遂含む)	1年以上10年以下の懲役
	③行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を提供し、又は收受した者(未遂含む)	1年以上10年以下の懲役	
	特例法27条	④行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を所持した者	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特例法28条	⑤ ①の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
		<ul style="list-style-type: none"> ・行使の目的で、特別永住者証明書を偽変造し、又は偽変造した特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること ・偽変造した特別永住者証明書を行使すること ・特別永住者証明書の偽変造の用に供する目的で器械又は原料を準備すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・行使の目的で、特別永住者証明書を偽変造し、又は偽変造した特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること ・偽変造した特別永住者証明書を行使すること ・特別永住者証明書の偽変造の用に供する目的で器械又は原料を準備すること

改正入管特例法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
<p>他人名義の特別永住者証明書の行使等の行為</p>	<p>特例法29条</p>	<p>①他人名義の特別永住者証明書を行使した者(未遂含む) ②行使の目的で、他人名義の特別永住者証明書を提供し、收受し、又は所持した者(所持未遂以外の未遂含む) ③行使の目的で、自己名義の特別永住者証明書を提供した者(未遂含む)</p>	<p>1年以下の懲役又は20万円以下の罰金</p>
		<p>退去強制(法24条 3号の5ロ、ハ) (唆し、幫助した者も含む)</p>	<p>・行使の目的で、他人名義の特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持し、又は自己名義の特別永住者証明書を行使すること ・他人名義の特別永住者証明書を行使すること</p>
<p>特別永住者証明書の提示義務等</p>	<p>特例法17条①</p>	<p>特別永住者は、法務大臣が交付し、又は市区町村の長が返還する特別永住者証明書を受領しなければならぬ。</p>	<p>1年以下の懲役又は20万円以下の罰金</p>
	<p>特例法17条②</p>	<p>特別永住者は、入国審査官、警察官、法務省令で定める国又は地方公共団体の職員等が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>1年以下の懲役又は20万円以下の罰金</p>

改正入管法施行と各自治体の条例(印鑑条例(一部))

自治体名	条例名	主な該当箇所	内容
横浜市	横浜市印鑑条例	第2条	<p>【改正前】 (登録者の資格等) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、横浜市の住民基本台帳に記録されている者 (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき、横浜市の外国人登録原票に登録されている者</p> <p>【改正後】 (登録者の資格等) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、横浜市の住民基本台帳に登録されている者とする。</p>
川崎市	川崎市印鑑条例	第2条	<p>【改正前】 (登録資格等) 第2条 本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による外国人登録原票に登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>【改正後】 (登録資格等) 第2条 本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>
鎌倉市	鎌倉市印鑑条例	第2条	<p>【改正前】 (印鑑の登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、年齢15歳未満の者及び未成年被後見人は登録を受けることができないものとする。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に登録されている者 (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)による外国人登録原票に登録されている者</p> <p>【改正後】 (印鑑の登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)により、本市の住民基本台帳に登録されている者とする。ただし、年齢15歳未満の者及び未成年被後見人は、登録を受けることができないものとする。</p>

（検討）

第60条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものうち入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2（略）

3（略）

外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について

24 文科初第 388 号

平成 24 年 7 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

布村 幸彦

(印影印刷)

平成 21 年 7 月 15 日に住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)が公布され、平成 24 年 7 月 9 日より施行されることとなりました。これにより、現行の外国人登録制度は廃止され、新たに在留カードの交付対象者となる外国人住民(3 月を超える中長期在留者)や、特別永住者については、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の対象となり、住民票が作成されることとなります。

我が国に居住する外国人の子どもに対する就学案内の徹底や就学手続時の居住地確認方法の弾力化については、「外国人児童生徒教育の充実について」(平成 18 年 6 月 22 日付け 18 文科初第 368 号初等中等教育局長通知)(別添 1 参照)において周知しているところですが、貴職におかれては、上記の改正法の施行も踏まえ、下記の点に留意し、引き続き外国人の子どもの就学機会の確保に一層努められるようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

記

1. 就学案内等の徹底

外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、その保護者に対し、従来の外国人登録原票等に代わり、住民基本台帳の情報に基づいて、公立義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知すること。

また、市町村又は都道府県が発行している広報誌、市町村又は都道府県のホームページ等を利用し、外国人の子どもの就学について広報することにより、就学機会が適切に確保されるように努めること。

なお、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 1 条第 2 項に規定する学齢簿の編製については、学齢児童生徒等が対象であり、日本国籍を有しない外国人の子どもについては、引き続き学齢簿を編製する必要がないものの、子どもの就学機会の確保の点から、外国人の子どもについても、住民基本台帳等の情報に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなど、適正な情報管理に努めること。

2. 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子どもの就学機会を確保する観点から、市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行うこと。例えば、関係行政機関において、市町村教育委員会で就学案内を行っている旨の伝達や、就学ガイドブックの備付け等の協力を求めることが考えられる。

なお、「被仮放免者情報の市町村への通知について」(平成 24 年 5 月 15 日付け法務省入国管理局警備課長事務連絡)(別添 2 参照)において周知されたとおり、仮放免された者の情報が市町村に通知されることから、仮放免された者の情報の中に、就学年齢の外国人の子どもが含まれる場合は、各担当部局と連携の上、必要に応じて就学案内等を行うこと。

3. 就学手続時の居住地等確認方法

就学手続時の居住地等の確認については、従来の外国人登録証明書に代わり、在留カード又は特別永住者証明書による確認を行うこと。

なお、出入国管理に関する手続などにおいて、外国人登録証明書についても、一定期間は在留カード等とみなされることとなっているので、当該有効期間中は、在留カード等の代替となり得ること。(別添 3 参照。)

仮に、在留カード等の提示がない場合であっても、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこと。

- (別添 1)外国人児童生徒教育の充実について
- (別添 2)被仮放免者情報の市町村への通知について
- (別添 3)外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間

18文科初第368号
平成18年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長 殿
附属学校を置く各国立大学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷真美

(印影印刷)

外国人児童生徒教育の充実について（通知）

我が国における外国人児童生徒の現状に関し、文部科学省が毎年度行っている「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」の平成17年9月1日現在の調査結果において、公立小・中・高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍する日本語指導を必要とする外国人児童生徒数が、調査開始以来最も多い数（20,692人）となったところです。

各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という。）におかれては、これまでも外国人児童生徒の受入体制の整備及び就学後の教育の充実にご尽力いただいているところですが、不就学等の新たな課題に対応するためには、平成17年4月21日付け17初国教第5号「外国人児童生徒に対する就学ガイドブックについて」において周知したとおり、就学ガイドブックの作成等による、外国人に対する教育関係の情報提供の充実が重要であり、さらに就学手続き時の居住地確認方法の弾力化や関係行政機関との連携を図ることが求められているところです。

貴職におかれては、下記の点に留意しつつ、外国人児童生徒教育に関する取組の充実に一層努められるようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会においては、城内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

記

1. 就学案内等の徹底

平成15年8月の総務省の「外国人児童生徒等教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知」（別添概要）の指摘を受け、文部科学省において、平成17年4月に「就学ガイドブック」について、就学案内の例文の掲載を行う等の改訂を行い、各都道府県、市町村教育委員会に配布したことを踏まえ、以下の事柄について徹底すること。

- (1) 外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、外国語による就学ガイドブックについて、地域の実情に応じた自治体独自のものを作成・配布し、外国語による就学案内、就学援助制度等の教育関連情報の的確な提供を行うこと。
- (2) 中学校新入学相当年齢の外国人の子どもについても、公立中学校への就学案内を発給するなど、義務教育を受ける機会を適切に保障するための方策を講ずること。
- (3) 就学援助制度について、新入学相当年齢の外国人の子ども及び学齢相当の子どもの保護者が入学を決定する前の適時での周知を行うこと。また就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況も踏まえつつ、英語や外国人登録の多い国籍の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。
- (4) 学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更については、これまで通学区域制度の運用の弾力的化や手続きの明確化等が図られてきたところ。これらの趣旨を踏まえ、外国人児童生徒の居住地等の通学区域内の学校が日本語指導体制が整備されていない場合には、地域の実情に応じ、日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

2. 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子どもの教育機会を確保する観点から、市町村の外国人登録窓口やハローワーク等との連携を図り、適切な情報提供を行うこと。例えば、関係行政機関に対して、就学ガイドブックの備え付けや教育委員会等の紹介の実施等を協力要請する等の連携を図ること。

3. 就学手続き時の居住地等確認方法の弾力化

外国人の子どもの就学手続きの際に、居住地等の確認を行う必要がある場合には、外国人登録証明書による確認に限らず、居住地等の確認に関して、一定の信頼が得られると判断できる書類による確認とするなど、柔軟な対応を行うこと。

4. 多様な人材の積極的活用

日本語指導が必要な外国人児童生徒の数が増加する中、多様な言語、多様な文化を有する児童生徒に対して、きめ細かな対応をすることが必要である。このためには、JETプログラムを活用したり、NPOを通じて適切な人材を得るなど、地域の実情に応じた、多様な人材の確保ための工夫を行いつつ、外国人児童生徒教育に当たること。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局

国際教育課適応・日本語指導係 高橋、白田

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-5253-4111 内線(2035)

ファックス 03-6734-3738

法務省管警第123号
平成24年5月15日

各市町村担当課長 殿
東京都各特別区担当課長 殿

法務省入国管理局警備課長 (公印省略)

被仮放免者情報の市町村への通知について (事務連絡)

平素より出入国管理業務に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局におきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号、以下「入管法等改正法」という。)附則第60条第1項の規定に基づき、標記通知のあり方について検討した結果、入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過した者(以下「対象者」という。)について、入管法等改正法施行日(平成24年7月9日)以後においてもなお対象者が行政上の便益・サービスを受けられることとなるようにするとの観点から、その住居、身分関係等を各地方入国管理局から市町村(東京都においては特別区も含む。以下同じ。)に通知することとしました。

具体的には、対象者のうち自らの情報が市町村に通知されることに同意した者の国籍、氏名、性別、生年月日、仮放免した日、住居、仮放免の失効及び住居変更等の情報について、仮放免した日からおおむね2か月以内に、対象者の住居が所在する市町村(ただし、住居変更の場合には変更前後の市町村)に対し、当該市町村を管轄する地方入国管理局又は地方入国管理局支局から、毎月1回郵送によって通知します。第1回目の通知は、入管法等改正法施行日前行う予定です。

つきましては、入管法等改正法附則第60条第1項の規定の趣旨を踏まえ、被仮放免者への行政上の便益・サービスの付与の目的の範囲内で、適正に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、個別の行政上の便益・サービスの付与の決定・運用等に関しましては、各所管の省庁にお問い合わせください。

添付物

参考条文等

1部

参考条文等

●出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第60条

- 1 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2～3（省略）

●出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第54条

- 1 収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。
- 2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。
- 3（省略）

【参考：仮放免に関する概要】

退去強制事由（入管法第24条に規定）に該当すると思われる外国人に対して入国警備官が違反調査を行い、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があれば、主任審査官が発付する収容令書により容疑者を収容することとなります。また、その後の一連の手続を経て、我が国から退去強制させられることが確定した外国人には退去強制令書が発付され、速やかに送還先に送還されることとなりますが、直ちに送還できない場合には、送還可能なときまで収容することができることとされています。

仮放免とは、このように収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている被収容者について、本人等からの請求により又は職権で、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。収容令書による収容期間は「30日以内（但し、主任審査官においてやむを得ない事由があると認めるときは、30日を限り延長することができる）」、退去強制令書による収容は「送還可能なときまで」と定められていますが、その間に、被収容者の健康上の理由、出国準備等のために身柄の拘束をいったん解く必要が生じることもありますので、そのような場合に対応するために仮放免制度が設けられています。

外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間

永住者	改正入管法施行日において 16歳以上の方	平成27年7月8日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動（特定研究活動等により4年又は5年の在留期間を付与されている者に限る）	改正入管法施行日において 16歳以上の方	在留期間の満了日又は平成27年7月8日のいずれか早い日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	在留期間の満了日、平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格	改正入管法施行日において 16歳以上の方	在留期間の満了日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者	改正入管法施行日において 16歳以上の方で旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」という。）が平成27年7月8日までに到来する方	平成27年7月8日まで
	改正入管法施行日において 16歳以上の方で確認期間が平成27年7月8日後に到来する方	確認期間の始期である誕生日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	16歳の誕生日まで

○保坂委員 次の点について、入管局長に時間がありませんが聞きたいのです。

この間、この法案の審議はかなり長いことストップをしました。このストップをした点は、外の方には余りわからないんですけども、やはり住民基本台帳のシステム、いわゆる地方自治の住民サービスという考え方と、今回の入管法改正における、いわば不法滞在者以外の方にカードを持ってもらうんだということ、そこはどのようなふうに組み合わせができるのか、では仮放免をされた方が九十日たてばどうなるのか、そこをめぐった議論だったと思います。

そこで入管局長に聞きたいんですが、きのう総務委員会で私が聞いたところ、佐藤大臣は、住民サービスは変わらないんだというふうに断言するんですね。そうであれば、しかし入管法は変わっているんで、実は変わるんじゃないか、カードを持っていない方については住民サービスを受けられない、こういうことにならないか。この点について簡潔に、いかがでしょうか。

○西川政府参考人 今の御質問の前に、情報の提供を求める受け入れ機関という中で、報道機関と宗教法人というのが先ほどの発言の中にあっただと思うんですが、この両者については届け出の対象にするという予定はございませんので、その点は付言させていただくということでございます。

それから、行政サービスの提供、不法滞在者について行政サービスが提供されるか否かというのは、各サービスの目的によって定められるということで、それぞれの所管の行政庁が定めているということでありまして。

今回の法改正によって直ちに今まで受けられていた行政サービスが受けられなくなるというものではなくて、法改正後も基本的には変更がないものというふうに承知しております。

○保坂委員 大臣に伺いますけれども、総務大臣は住民サービスは変わらないと。これまでは、仮に非正規、オーバーステイの住民であっても住民サービスはしてきたわけですね。変わらないと総務大臣は言っておられる。法務大臣においてはどうかという点が一点。

時間がなくて、大臣、これはほんの一部なんですね。もっといっぱいあるわけですよ。実は、このコンピューター時代、法案作成もこういったコンピューター企業との共同作業になるということですね。しかし、その中で、今局長とやりとりがあったように、法務省が予定もしていないようなことが入っている。静脈、しかも日本人からとる、日本人に ID を振る、こういう計画を法務省は持っているんじゃないかと、これを見れば疑うわけですね。

そういうことについてきちっとガバナンスをきかず。同時に、費用も膨れ上がりますよ、入管局の人件費以外の半分以上がこの電子政府予算ですからね。そういう意味で、ガバナンスをしっかりきかすということはぜひ早急にやらなければいけない。

そして、日本人、スマートカード、静脈とるなんという計画があるのかどうかも一応調べていただきたい。いかがでしょうか。

○森国務大臣 まず最初の御質問でございますけれども、今回の法改正によって直ちに今まで受けられていた行政サービスが受けられなくなるというものではなく、不法滞在者が受けられる行政サービスの範囲は、法改正後も基本的に変更がないものと理解しております。

今の後段についてでございますが、その検討について私は詳細を、詳細というか全く承知しておりませんし、また、民間企業がどんな提案をしようとも、それは民間企業の自由意思であって、それをどのようなふうに採用するかというのは発注側のそれこそガバナンスでございますから、それについては、直ちにその提案が実現するとは思っておりません。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案 参議院 附帯決議（平成21年7月7日）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1～2, 4～15（略）

3 在留カード又は特別永住者証明書の有無にかかわらず、すべての外国人が予防接種や就学の案内等の行政上の便益を引き続き享受できるよう、体制の整備に万全を期すこと。

事前アンケート回答

平成24年10月22日付で事務局が市町村に照会したものを取りまとめた。

1 新制度の施行によって外国人住民が行政サービスを受けられなくなったケースはありますか。

- (1) 就学案内の送付ができなくなった。(川崎市)
- (2) 現時点で問題の発生はあまり見えていませんが、7月9日前後で外国人登録人口と比較して住民基本台帳へ記載された人口は約350人少なくなっています。これにより今後問題が発生する可能性が考えられます。(大和市)
- (3) 特別永住者証明書に切り替えた特別永住者が金融機関で既に開設している口座にかかる手続きをしようとしたところ、通称名の記載がないため手続きが出来なかった等のクレームが寄せられている。
漢字圏の外国人住民にはアルファベット表記氏名は馴染みがないようで、住基事務においてクレームにつながっている。(小田原市)
- (4) 3ヶ月以下の在留期間が決定された場合、住民登録されないため、印鑑登録することができず、証明書の発行ができない。(海老名市)
- (5) 妊婦健診の補助券が発行できない事があった。(その際、当該住民には住民票の手続きを行うよう促した。)(座間市)
- (6) 在留期間90日未満のため、住民登録対象外外国人について、日本での滞在地在記載された証明がとれなくなった。(法改正前は、外国人登録をすると居住地在記載された記載事項証明の取得が可能であった。)(三浦市)
- (7) 短期滞在者からの印鑑登録申請に対し、住民登録対象外のため登録ができない事例がある。(綾瀬市)

2 上記質問のほかに問題が発生していますか。

- (8) 問題と言うほどではないですが、外国人登録証をすぐに在留カードに切り替える必要があるのか、といった在留カードへの切り替えに関する質問のために来庁される方が増えています。(大和市)

(9) みなし在留カードから在留カードに切替をした方が、数日後住民票請求に求められましたが、新しい在留カード番号が反映されておらず、入国管理局に法務省通知を催促した例がありました。また、転入してから数日経過しているにも関わらず、法務省通知が前住所に送信されるケースが1件あり、問い合わせ中です。

また、トラブルにはなっておりませんが、窓口が市区町村から入国管理局へ移った手続きが多く、必要書類等の案内を求められるのですが、入国管理局のHPに詳細がないので電話で確認していただいております。外国人住民向けの手続きの詳細の案内の必要を感じています。(茅ヶ崎市)

(10) システムを使った法務省との連携がうまくできていない。従来の紙ベースでやり取りをしていた時のほうが確実だったように思う。(秦野市)

(11) 在留期限等が変更になったときの法務省通知が、市町村に届いているのかシステム的に不確実であり、不達の通知を発見し再送付してもらうことに手間が掛かる。何月何日に何件といった具合に、件数でチェックできればすぐに発見できるので、そのような仕組みを作ってほしい。同様に、市町村から法務省に送付する市町村通知も、確実に到達しているのか不安である。チェック方法が現在はない。

行政官庁は今回の法改正を承知しているが、民間の銀行等は承知していない。

「みなし在留カード」(旧外国人登録証明書)の記載方法が変わったことを知らず、外国人客に、「住所地の市役所に行って書き直してもらってください。」と言われ、市役所で銀行に電話して説明し、やっと納得したケースがあった。何度も往復することになり、御不便をお掛けしている。(南足柄市)

(12) 入管に直接手続きに行ったが、まだ必要ないといわれ、いったん帰された。書類の内容が難しい。

サインをしてから郵送で返却するよう言われたが不安だった。

(横浜市港南国際交流ラウンジ)

3 研修で取り上げてほしい内容はありますか。

(13) 住民基本台帳に載らなかった外国人住民への行政サービスに対し、自治体の中で統一した指針を作ったところがあるのか、あるならばどのような内容なのかを知りたいと思います。

また、上記の内容について、市町村議会でどのような質問があり答弁がなされたのかも実例を聞けると幸いです。（大和市）

(14) 外国人向けパンフレット等で在留管理制度をわかりやすく説明して好評を得ている事例があれば参考にしたい。（鎌倉市）

(15) 法務省から出されていない情報も多い中、外国人住民からの相談対応で留意すべき点について、教えていただきたい。（かながわ国際交流財団）

(16) ビザの有無で各市町村単位での対応の違いはどれほどあるのか気になるところです。大和市では各課で取りまとめたものがあったと思います。（大和市国際化協会）

(17) オースティン・生活困窮という状況に置かれた外国人が相談に来ます。しかし入管法では、オースティンに対する通報義務があることで各相談窓口の現場では、対応や判断・支援に悩んでいるとの声が上がっています。

学校等の教育現場でも、同様な状況にあるとの話を聞いています。上記に対しての対処・助言をお願いします。（JOCA）

4 その他、新制度に関する意見がありますか。

(18) 新しい在留管理制度については、入管法は法務省、住民基本台帳は総務省と管轄が異なるためか、広報活動も別々になされ、外国人住民やその支援者にとっては「結局何が変わるのか、何をすればいいのか」が分かりにくかったと思います。7月9日以降もこの変更についてよくわかっていない外国人住民が多いというのが実感で、テレビ・ラジオCMやインターネット広告、電車の中吊り広告等で、昨年地上デジタル放送への切り替えと同じくらい大規模に広報すべきだったというのが個人的な感想です。（大和市）

(19) 法務省と総務省がそれぞれ管轄の事務だけ行うので、煩雑になってしまい、外国人住民にもわかりにくい制度になってしまっているのではないかと。

特永証などについて携帯義務はなくなったが、提示義務が残っており、意味が薄れてしまうなど新制度の目的意義が十分達成されていないのではないかと。

（鎌倉市）

(20) 法務省と自治体の窓口対応で情報が異なり混乱が生じているケースがある

ようなので、正しい情報が外国人住民の皆さんに伝わる仕組みが必要だと感じています。（かながわ国際交流財団）

- (21) 可能であれば、外国籍県民相談窓口、情報フォーラムのインフォメーション、また、各自治体からの情報提供の依頼をアナウンスさせていただければと思います。（JOCA）

日本に在留する
外国人の皆さんへ

2012年7月9日(月)から 新しい在留管理制度がスタート!

新しい在留管理制度はどういう制度なの?

ポイント 1 「在留カード」が交付されます

ポイント 2 在留期間が最長5年になります

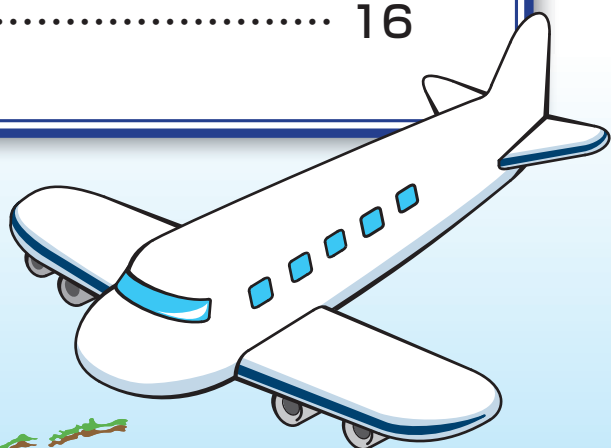
ポイント 3 再入国許可の制度が変わります

ポイント 4 外国人登録制度が廃止されます



目次

- 新しい在留管理制度の対象者 3
- **ポイント1** 「在留カード」の交付 4
- **ポイント2** 在留期間が最長5年に 5
- **ポイント3** 再入国許可制度の変更 6
- **ポイント4** 外国人登録制度の廃止 7
- 手続の流れ 8
- 出入国港での手続 9
- 市区町村での手続 10
- 地方入国管理官署での手続 11 ~ 13
- ご注意ください 14
- Q&A 15
- お問い合わせ先 16



「新しい在留管理制度」の対象となる人たちは？

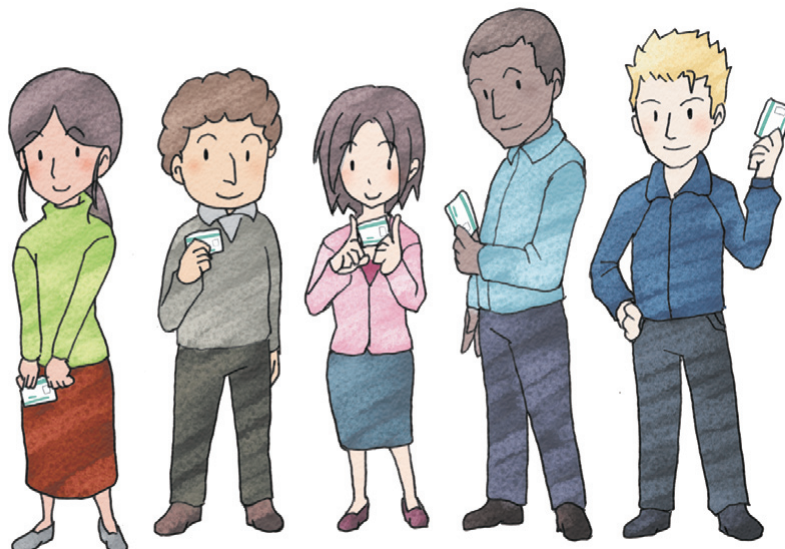
新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「**中長期在留者**」といいます。）で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「**3月**」以下の在留期間が決定された人
- ② 「**短期滞在**」の在留資格が決定された人
- ③ 「**外交**」又は「**公用**」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注1）
- ⑤ **特別永住者**
- ⑥ **在留資格を有しない人**（注2）

この制度の対象となる中長期在留者は、例えば、日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方であり、観光目的で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

（注1）法務省令には、「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方が定められています。

（注2）外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録の対象となっていました。新しい在留管理制度においては対象とはなりません。**不法滞在の状態にある外国人の方は、速やかに最寄りの入国管理官署に出頭して手続きを受けてください。**なお、詳しくは、入国管理局ホームページに掲載している「出頭申告のご案内～不法滞在で悩んでいる外国人の方へ～」(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html)を御覧ください。



ポイント 7

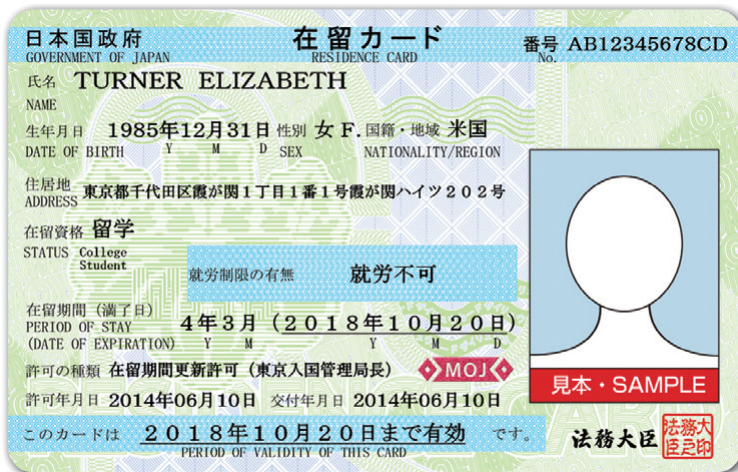
「在留カード」が交付されます

■「在留カード」はどういうカード？

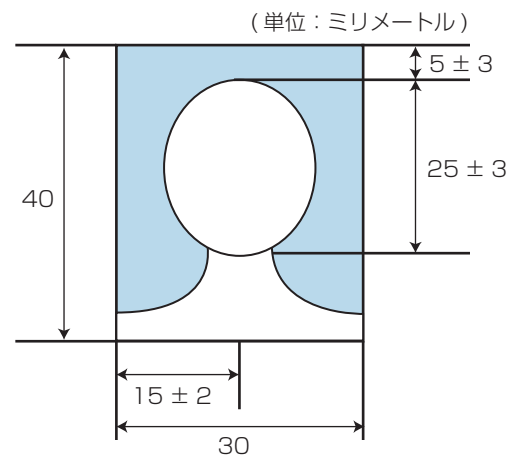
在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

※ 在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

(カード表面)



在留カードの交付を伴う各種申請・届出には次の規格の写真が必要となります



(カード裏面)



在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の日前3か月以内に撮影されたもの

在留カードには「有効期間」があります

在留カードの有効期間は、次のとおりです。

永住者

- 16歳以上の方 交付の日から7年間
- 16歳未満の方 16歳の誕生日まで

永住者以外

- 16歳以上の方 在留期間の満了日まで
- 16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

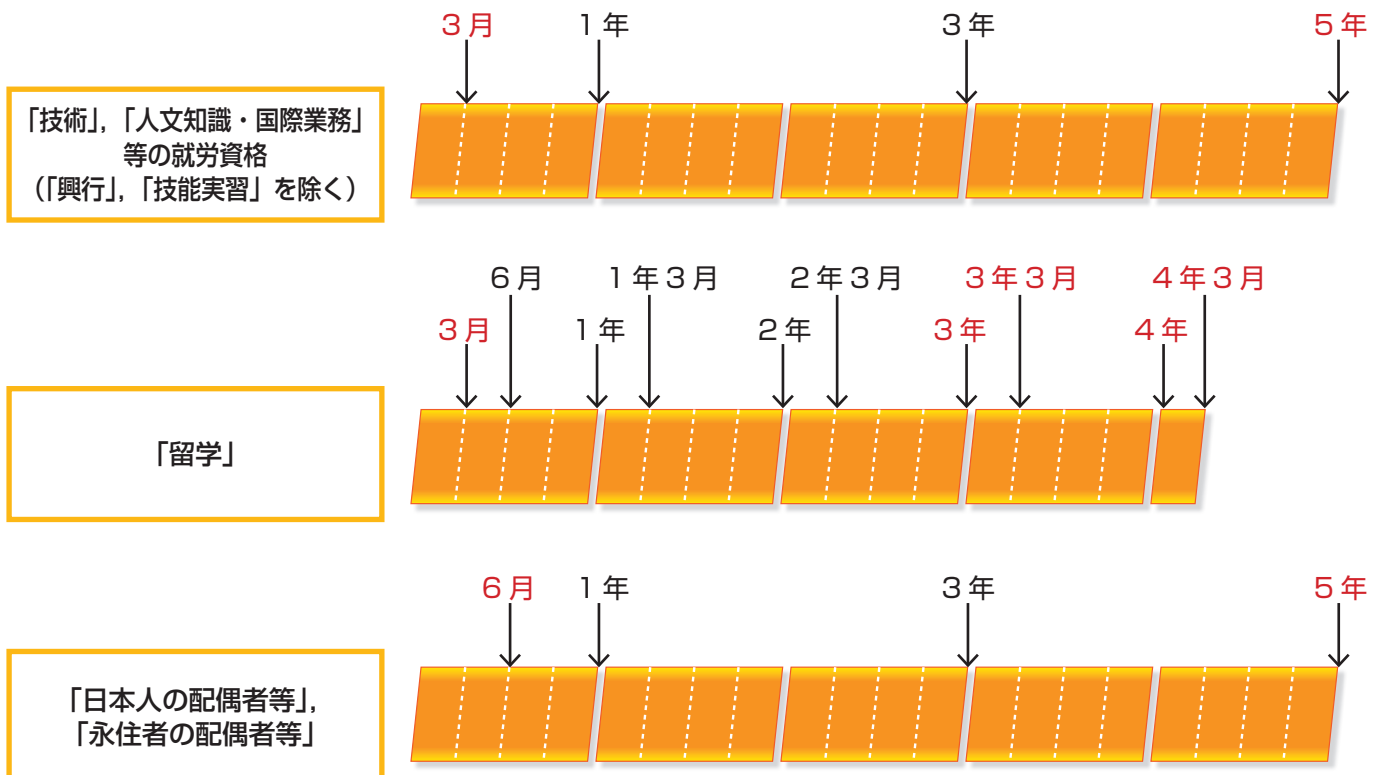
ポイント 2

在留期間が最長5年になります

在留期間の上限が最長「5年」となったことにより、各在留資格に伴う在留期間が次のように追加されます。

主な在留資格	在留期間 (赤字は新設されるもの)
「技術」, 「人文知識・国際業務」等の就労資格 (「興行」, 「技能実習」を除く)	5年, 3年, 1年, 3月 (注)
「留学」	4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月, 3月 (注)
「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」	5年, 3年, 1年, 6月

(注) 当初から3月以下の在留を予定している場合があることから、新たに「3月」の在留期間を設けています。この場合、新しい在留管理制度の対象とはならず、在留カードは交付されません。



ポイント 3

再入国許可の制度が変わります

■「みなし再入国許可」の制度が導入されます

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人(注1)の方が、出国する際、出国後1年以内(注2)に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(この制度を「みなし再入国許可」といいます)。

出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内(注2)に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

(注1)「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書(詳しくは7ページを御覧ください。)を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。

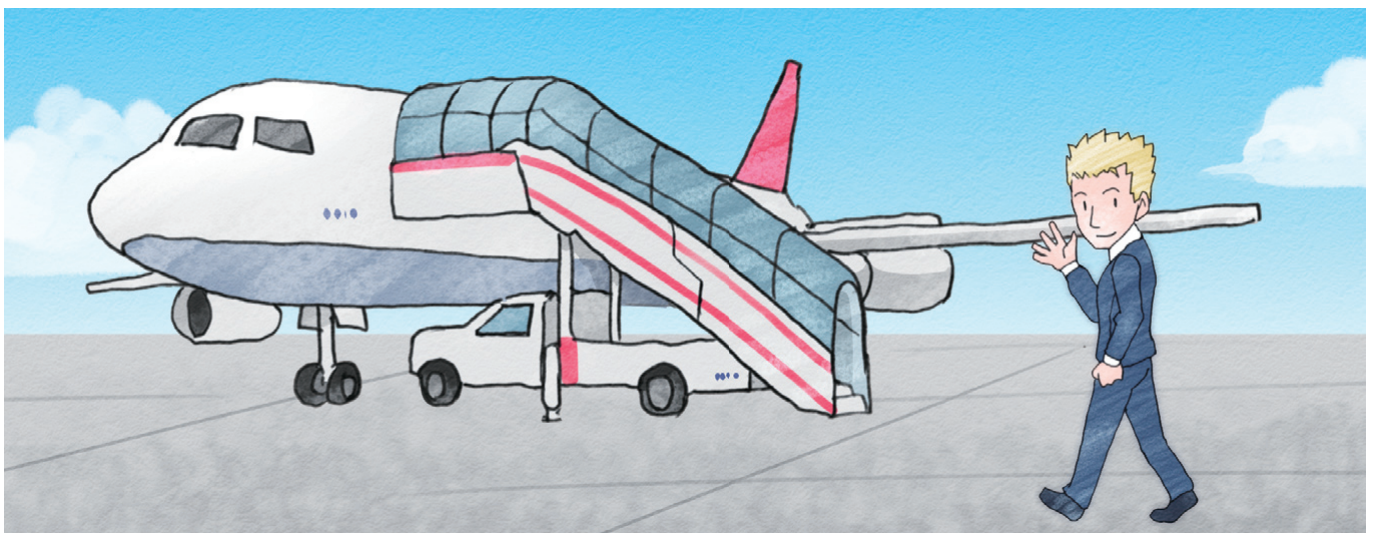
(注2)在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

次の方は、みなし再入国許可制度の対象となりません

- 在留資格取消手続き中の者
- 出国確認の留保対象者
- 収容令書の発付を受けている者
- 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- 日本国の利益又は公安を害するおそれがあること その他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

■再入国許可の有効期間の上限が「5年」となります

施行日後(2012年7月9日以降)に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されます。



ポイント 4

外国人登録制度が廃止されます

新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。

■ 中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続や市区町村での住居地関係の手続においては、一定の期間「在留カード」とみなされますので、**在留カードが交付されるまで引き続き所持してください**。中長期在留者は、地方入国管理官署における新たな在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に、在留カードに切り替えていただくこととなるほか、地方入国管理官署で希望していただければ切り替えることができます。

「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間

施行日（2012年（平成24年）7月9日）の時点において外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は次のようになります。

その期間が外国人登録証明書に記載されている次回確認申請期間よりも短い場合がありますのでご注意ください。

永住者

16歳以上の方	2015年（平成27年）7月8日まで
16歳未満の方	2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

特定活動 ※

※特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者に限ります。

16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年（平成27年）7月8日のいずれか早い日まで
16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

それ以外の在留資格

16歳以上の方	在留期間の満了日
16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

新しい在留管理制度における手続の流れ

出入国港で

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。

(注) 在留カードが交付されるのは、2012年(平成24年)7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定されます。詳しくは9ページを御覧ください。

市区町村で

住居地の(変更)届出

地方入国管理官署で

住居地以外の(変更)届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

在留カードの有効期間更新申請

(永住者・16歳未満の方)

在留カードの再交付申請

(在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合)

所属機関・配偶者に関する届出

(就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する方)

在留審査

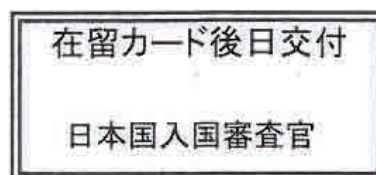
在留期間更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者の方には新しい在留カードを交付します。

出入国港での手続

入国の審査

成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードを交付します。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、その近くに次のように記載します。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届出をした後に、在留カードが交付されることとなります（原則として、地方入国管理官署から当該住居地に郵送されます。）。



■ 出入国港で資格外活動許可申請ができるようになります！

次のいずれにも当てはまる方を対象として、出入国港において、資格外活動許可申請ができるようになります。

- 新規入国者
* 再入国許可による入国者は対象となりません。
- 「留学」の在留資格が決定された方
* 「3月」の在留期間が決定された方は対象となりません。



市区町村での手続

住居地の（変更）届出

新たに来日された方

出入国港において在留カードが交付された方（注）は、住居地を定めてから14日以内に、**在留カードを持参**の上、住居地の**市区町村**の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

（注）旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続をしてください。

*在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった方についても、同様に、住居地の届出が必要になります

引越しをされた方

中長期在留者の方が、住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、**在留カードを持参**の上、移転先の**市区町村**の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

■ 転入届・転居届と一括して行えます！

新しい在留管理制度の導入と合わせて、外国人住民の方は住民基本台帳制度の対象となります。具体的には、中長期在留者など適法に3か月を超えて在留し住所を有する外国人を主な対象としています。

新しい在留管理制度における住居地の届出は、在留カードを持参していただいて、住民基本台帳制度における転入届・転居届と一括して行うことができます。

これらの届出は、原則として、本人が行っていただくこととなりますが、委任状により代理人に委任することもできます。



地方入国管理官署での手続

住居地以外の（変更）届出

地方入国管理官署において、次の届出・申請をしていただく際には、**旅券、写真及び在留カードを持参**してください。原則として、届出・申請がなされた日に、新しい在留カードが交付されます。

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、**氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは**、14日以内に**地方入国管理官署**で法務大臣に届け出てください。

*氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。

在留カードの有効期間更新申請

永住者の方や、16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は、有効期間が満了する前に、**地方入国管理官署**で在留カードの有効期間の更新申請をしてください。

なお、永住者の方は有効期間が満了する2か月前から、16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は16歳の誕生日の6か月前から申請することができます。

在留カードの再交付申請

在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等をした場合には、**地方入国管理官署**に再交付を申請してください。

- 在留カードの紛失、盗難又は滅失等をした場合には、その事実を知った日（海外で知ったときは再入国の日）から14日以内に再交付を申請してください。
（注）申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行される火災証明書等の疎明資料を持参してください。
- 在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、できるだけ速やかに再交付を申請してください。
- 在留カードに著しい汚損又は毀損等が生じていなくても、在留カードの交換を希望するときは、再交付の申請をすることができます。なお、この場合には手数料が必要です。

取次等による届出・申請が可能です

これらの届出・申請は、原則として、本人が地方入国管理官署の窓口に出頭して行っていただくこととなりますが、16歳未満の方、疾病等により出頭して届出・申請をすることができない方については、同居している親族の方が代理人として届出・申請をしていただく必要があります。

地方入国管理局長が相当と認めるときには、法定代理人ほか、依頼を受けて次の方が届出・申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

- 受入れ機関の職員・公益法人の職員で地方入国管理局長が相当と認める者
- 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会・行政書士会を經由して地方入国管理局長に届け出た者

このほか、一定の場合には、本人の親族・同居人や同居人に準ずる者で地方入国管理局長が相当と認める方が届出・申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

地方入国管理官署での手続

所属機関・配偶者に関する届出

地方入国管理官署において、次の届出をしていただく際には、**在留カードを持参**してください。また、郵送による届出の場合は、在留カードの写しを同封してください。なお、この届出により、新しい在留カードが交付されることはありません。

○所属機関に関する届出

中長期在留者のうち「技術」等の就労資格（「芸術」、「宗教」及び「報道」を除きます。）や「留学」等の学ぶ資格をもって在留する方が、所属機関（雇用先や教育機関）の名称変更、所在地変更、消滅、離脱（契約終了）、移籍（新たな契約締結）が生じた場合には、14日以内に**地方入国管理官署**への出頭又は**東京入国管理局**への郵送により法務大臣に届け出てください。

○配偶者に関する届出

中長期在留者のうち配偶者として「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する方が、配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に**地方入国管理官署**への出頭又は**東京入国管理局**への郵送により法務大臣に届け出てください。



地方入国管理官署での手続

在留審査

在留期間更新許可，在留資格変更許可，永住許可や在留資格取得許可の際，中長期在留者の方には**新しい在留カード**を交付します（旅券に証印をしません）。

取次等による申請が可能です

これらの申請は，原則として，本人が地方入国管理官署の窓口に出頭して又は法定代理人が代わって行っていただくことになります。

なお，地方入国管理局長が相当と認めるときには，次の方が依頼を受けて申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

- 受入れ機関の職員・公益法人の職員で地方入国管理局長が相当と認める者
- 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会・行政書士会を經由して地方入国管理局長に届け出た者

このほか，一定の場合には，本人の親族・同居人や同居人に準ずる者で地方入国管理局長が相当と認める方が申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

外国人を受け入れている所属機関の方へのお知らせ

新しい在留管理制度の導入に伴い，外国人を受け入れている所属機関の方には，次の届出をしていただく必要があります。

就労資格を有する中長期在留者に関する届出

中長期在留者のうち「技術」等の就労資格（「芸術」，「宗教」，「報道」，「技能実習」を除きます。）をもって在留する方を受け入れている所属機関（雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務付けられている機関は除きます。）の方は，その中長期在留者の方の受入れを開始（雇用・役員就任等）又は終了（解雇・退職等）した場合には，14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

留学生に関する届出

中長期在留者のうち「留学」の在留資格をもって在留する留学生を受け入れている教育機関の方は，留学生の受入れを開始（入学・編入等）又は終了（卒業・退学等）した場合には，14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

また，留学生を受け入れている教育機関の方は，毎年5月1日と11月1日における留学生の受入れ状況をそれぞれ14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

❗ ご注意ください！

新しい在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられます。不法就労助長罪については、被雇用者が不法就労活動をしていることを雇用主が知らないことに過失があったときも処罰を免れないこととなります。

在留資格の取消し

- ・ 不正な手段により在留特別許可を受けたこと
- ・ 配偶者として「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格で在留する方が、正当な理由^(注1)がなく、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留すること
- ・ 正当な理由^(注2)がなく住居地の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたこと

(注1) 配偶者としての身分を有する者としての活動は認められなくても、子の親権を巡って調停中の場合や日本人配偶者が有責であることなどを争って離婚訴訟中の場合などは、「正当な理由」があるものと考えられます。また、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留している場合であっても、日本国籍を有する実子を監護・養育しているなどの事情がある場合には、他の在留資格への変更が認められる場合があります。

(注2) 勤めていた会社が急に倒産して住居を失った場合や、長期にわたり入院したため住居地の変更を届け出ることができなかった場合などのほか、DV被害者が加害者に所在を知られないようにするため住居地の変更を届け出なかった場合は、「正当な理由」があるものと考えられます。

退去強制事由

- ・ 在留カードの偽変造等の行為をすること
- ・ 虚偽届出等により懲役以上の刑に処せられたこと

罰則

- ・ 中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出・届出義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反をすること
- ・ 在留カードの偽変造等の行為をすること

Q & A

Q. 現在持っている外国人登録証明書は、すぐに在留カードに換える必要はありますか？

A. 新しい在留管理制度導入後、**すぐに在留カードに換える必要はありません**（希望する場合には換えることができます。）。改正法の施行期日から一定期間は、中長期在留者の方が現在お持ちの外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。

永住者以外の方の具体的な切替えについては、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付することとなります。

永住者の方については、新しい在留管理制度導入後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請していただく必要があります。（詳しくは7ページを御覧ください。）

Q. 外国人に発行される在留カードには、これまでの外国人登録証明書と同様、簡体字等の漢字氏名や通称名も記載されるのでしょうか？

A. 在留カード上の氏名は、アルファベットの氏名表記を原則としつつ、漢字氏名を併記できる取り扱いになります。その際、簡体字等は正字^(注)の範囲の文字に置き換えて券面に記載されます。なお、通称名は、在留管理に必要な情報でないため記載されません。

(注) 法務省の告示において、正字の範囲及び表記原則等を規定します。

Q. 現在住民票の写しと同様の効果で各種手続に利用されている登録原票記載事項証明書に代わる証明書は、新しい在留管理制度の導入後はどこで交付を受けることができますか？

A. 在留カードの交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、お住まいの市区町村で住民票が作成され、現在の日本国民と同様、市区町村の窓口で住民票の写しの交付を受けることができますようになります。

お問い合わせはこちらへ

札幌入国管理局	〒 060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目	TEL 011-261-7502(代)
仙台入国管理局	〒 983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	TEL 022-256-6076(代)
東京入国管理局	〒 108-8255	東京都港区港南 5-5-30 (審査管理部門 (再入国)) (就労審査部門) (留学審査部門) (研修・短期滞在審査部門) (永住審査部門)	TEL 03-5796-7111(代) TEL 03-5796-7251 TEL 03-5796-7252 TEL 03-5796-7253 TEL 03-5796-7254 TEL 03-5796-7255
成田空港支局	〒 282-0004	千葉県成田市古込字古込 1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222(代)
羽田空港支局	〒 144-0041	東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港 CIQ 棟	TEL 03-5708-3202(代)
横浜支局	〒 236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	TEL 045-769-1720(代)
名古屋入国管理局	〒 455-8601	愛知県名古屋市港区正保町 5-18	TEL 052-559-2150(代)
中部空港支局	〒 479-0881	愛知県常滑市セントレア 1-1 CIQ 棟内	TEL 0569-38-7410(代)
大阪入国管理局	〒 559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	TEL 06-4703-2100(代)
関西空港支局	〒 549-0011	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	TEL 072-455-1453(代)
神戸支局	〒 650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り 29	TEL 078-391-6377(代)
広島入国管理局	〒 730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31	TEL 082-221-4411(代)
高松入国管理局	〒 760-0033	香川県高松市丸の内 1-1	TEL 087-822-5852(代)
福岡入国管理局	〒 812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400(代)
那覇支局	〒 900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15	TEL 098-832-4185(代)

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日 8:30 ~ 17:15)
TEL 0570-013904 (IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

○ 住民基本台帳法における転入届・転居届については、最寄りの市区町村までお問合せください。

平成 24 年度第 1 回研修会記録

第 1 部 新たな在留管理制度の概要

講師 渋谷 利郎 氏(神奈川県行政書士会国際部長)

ご紹介いただきました、渋谷です。本日は 3 部構成で研修を行います。第 1 部は私が、第 2 部は箕輪講師が担当し、第 3 部はグループワークで皆さんのお考えをお聞きすることができればと思います。お手元にレジユメの本文と資料編、法務省と総務省のリーフレットがあるかと思いますが、これらを参考にしながら進めてまいります。

本日のテーマは「新しい在留管理制度がもたらす行政サービスの諸問題」ということであります。はじめに、この研修会を担当するにあたっての私の心構えを皆さんに申し上げます。この新しい在留管理制度は平成 24 年 7 月 9 日よりスタートしました。段階的に施行された大きな改革です。法制定から 3 年間をかけて 17 項目にわたって段階的に施行されましたが、新制度により一部の外国人が行政サービスを受けられなくなる可能性があり本テーマの現実的な問題がそこにあります。本日は、自治体の現場でどのような問題があるのかを把握し、自治体がどのように行動すべきかを検討したいと考えております。したがって、皆さんからの事前アンケートの回答を添付している次第です。

それでは、第 1 部、新たな在留管理制度の概要についてです。この制度の関連法を申し上げます。関連法としては、入管法、入管特例法、それから、住民基本台帳法。参照としまして、法務省と総務省のリーフレットをお配りしています。参考条文としまして、改正入管法附則第 60 条。「外国人児童生徒教育の充実について」、「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」、別添 1「外国人児童生徒教育の充実について」、別添 2「被仮放免者情報の市町村への通知について」、別添 3「外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間」を資料編に掲載しております。そして最後に参照としまして、第 171 国会法務委員会の議事録及び参議院付帯決議です。

それでは、レジユメの 2 ページへまいりたいと思いますが、新たな在留管理制度の導入の目的は、大きく分けて 2 つありますが、その前に、改正前までの主な経緯について述べさせていただきます。2001 年 9 月 11 日、米国の同時多発テロが発生し、2004 年導入の US-VISIT プログラム。これはアメリカに入国する外国人の指紋を採取し顔写真を撮影するというものです。4 年後の 2008 年 11 月に日本版 US-VISIT プロ

グラムが運用されました。同じように日本に入国する外国人は、指紋と顔写真の提供が義務付けられました。

そして、国務大臣の答弁をピックアップしますと「不法滞在者の行政サービスの範囲は法改正後も基本的に変更ない」と言っている。そういう背景で在留管理制度がスタートしたわけです。

その目的は、法務大臣が、外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るということ。これはなんでもないようなことですが、大きな問題が含んでいると思います。どういうことかといいますと、資料編の5ページ。従来の外国人の在留管理制度というのは二元的管理。つまり、外国人登録制度と入管法による在留管理、この2つがあったわけですね。そして、このたび外国人登録制度を廃止しようということになりました。外国人登録制度というのは在留しているほとんどの外国人全員が登録します。そして自治体のサービスを受けられていました。ところが、この新しい在留管理制度では在留外国人全員が登録することはできなくなったわけです。同時に外国人住民基本台帳制度というものが新たに創設された。これは、外国人も日本人同様、住民票の対象とするものです。その前に新たな改正入管法の流れで在留カードが発行されることになりましたが、その対象者は中長期滞在者のみです。短期滞在者、非正規滞在者、仮放免許可者は対象外なので

資料編6ページですが、従来の外国人登録対象者は、ほとんどの外国人が対象となっていました。在留カード発行の対象者は別表第二までとなっており、超過滞在等の非正規滞在者は除外されています。

続きまして、資料編10ページ。現在の非正規滞在者への法・行政サービスの適用にもありますように、入管法改正前に非正規滞在者も自治体のサービスを受けていました。今まで外国人登録制度と入管法があるがゆえに、二極的な対応をしていたわけですが、今度は一極的な点から線の対応ができることとなります。

新制度の導入により、外国人の在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置が可能となりました。今のよう、二極から一極集中化した情報が、在留外国人の一人一人、隅々まで全部情報が網羅されるというなかでは、適法に在留する者、不適法に在留する者というようにはっきりと分かるわけで、適法に在留している方は、大いにプラスというのが一つの考え方です。

ここでは、新制度の主なポイントを説明しましょう。法務省リーフレットの3ページから7ページを見ていただきたいと思います。まず3ページですが、新しい在留管理制度の対象にならない人をここに載せているのです。

4ページ、ポイント1です。在留カードというものが、どのようなものであるかというところ、写真にありますように、外国人登録証明書と同じ大きさで、このように日本国政府在留カード、在留カード番号、氏名、生年月日、在留資格等々、記載されています。それと、顔写真。裏面は住居地関係が記載されます。そして、現在資格変更許可申請中だということもはっきり分かるようになっていきます。それから資格外活動許可も記載されます。この方が就労できるかできないかということが全部分かるようになっており、在留カードにはICチップが搭載されているのです。

在留カードは、新規に日本に入国する外国人は、例えば成田、羽田、中部、関西で、一定の審査を受けて在留カードが即日交付されますが、平成24年7月9日の段階では大変混乱があったようで、即日交付ができませんでした。

また、在留カードには有効期間があり、4ページの下のほうに書いてありますが、永住者の場合は、16歳以上の方は交付の日から7年間、16歳未満の方は16歳の誕生日まで。永住者以外の場合は、16歳以上の方は在留期間の満了日まで。16歳未満の方は在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日までということになっております。

続いてポイント2、在留期間が最長5年になります。今まで最長の在留期間が3年であったのが5年になりました。今まで3年、1年であったものが5年に伸ばしたと同時に、3月という、3か月という期間も追加されました。これは当然にして在留カードの対象者にはなりませんし、住民票の対象者にもなりません。

ポイント3にまいります。再入国許可制度ですが、再入国許可制度が変わったのではなくて、従前の再入国許可制度があって、みなし再入国許可制度が新たに導入されたということです。これはどういうことかと端的に言いますと、再入国許可を受けずに出国しても、1年以内に戻ってくれば再入国許可は不要ということです。改正法前は3.11の予想はしてなかったみたいですね。突発的なことがあった場合は、再入国許可を受けずにすぐ帰国できる。3.11の時には8,000人以上の方々が再入国許可を受けずに帰国したと言われていきます。

次にポイント4、これは一番大きな問題でありまして、外国人登録制度が廃止されました。二元的管理の一つであったわけですが、これが廃止されました。一元的なものにして、

点から線の情報管理にしました。新しい在留管理制度の導入によって、外国人登録制度は廃止されたわけですが、この外国人登録証明書は、ある一定の期間、在留カードとみなされます。外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は、施行日2012年7月9日の時点において、外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は次のようになります。永住者の場合、16歳以上の方は、2015年7月8日までの3年間です。そして、16歳未満の方、特定活動の方、それ以外の在留資格の方ということで在留カードとみなされる期間が分かれています。この期間の中で、在留カードの交付申請を急がなければいけないのでしょうかという質問があるのですが、急ぐ必要はないですね。この期間の中で更新すればよろしいわけです。この方々は、永住者を除いて在留期間が決められていまして、在留期限の3か月前から更新申請はできるのですね。更新許可の際に、在留カードがその都度交付されるわけです。ただし、永住者については、放っておくと忘れてしまいますよね。ですから、私が企業の方に申し上げているのは、永住者の方はおよそ3年以内に在留カードに切り替えていただきたいと。外国人登録証明書の期限を見ながら、忘れないでほしいと言っています。

また3ページに戻ります。これは大きな問題を抱えているところでありまして、注2、外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録の対象となっていました。新しい在留管理制度においては対象とはなりません。不法滞在の状態にある外国人の方は、速やかに最寄りの入国管理局に出頭して手続きを受けてくださいと。これはどういうことかと言いますと、入管に出頭して退去強制手続きをしてほしいと言っているわけですね。

改正入管法の附則60条では、オーバーステイをしても、改正前の従来どおり、行政のサービスを受けることはできると書いてあります。

続いて、3)住民基本台帳法の一部改正については、この対象者となるのは中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者または仮滞在許可者、出生による経過滞在者。新制度では出生届が提出されると、住所地において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、出生から30日以内に入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。そして、国籍喪失による経過滞在者。日本人で日本国籍を失い外国人になる方です。60日を超えて日本に滞在する場合は、日本国籍喪失から30日以内に入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。これらの住基法対象者が行政のサービスを受けることとなります。反対に、対象者から外れた者は行政のサービスを受けることはないということになるわけです。不法滞在者、仮放免許可者は住基法

の対象外とされ、行政のサービス等は今度どうなるのか、大きな問題であるわけです。

新たな在留管理制度の問題点について、自治体からのアンケート回答結果を見ますと、(1)「新制度の施行によって外国人住民が行政サービスを受けられなくなったケースはありますか」という質問について、「就学案内の送付が出来なくなった」、「住民基本台帳へ記載された人口は外国人登録人口と比較し約350名少なくなった」という回答がありました。これは今日のディスカッションの大きな対象になるのではないかと推測します。このほかにアンケート回答数は19件ございました。

改正入管法の附則関係ですけれども、資料編の26ページを見てください。これは改正入管法の附則です。第60条、法務大臣は、現にわが国に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により、わが国に在留することができる者以外の者のうち入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ、当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするであります。それに関連しまして、文部科学省初等中等教育局長からの通達がありまして、これは28ページに掲載しています。それと31ページ別添2ですが、法務省入国管理局警備課長からの通知です。仮放免許可者情報について、毎月1回各市町村に通知する。つきましては入管法等改正附則第60条第1項の規定の趣旨を踏まえて被仮放免者への行政上の便益サービスの付与の目的の範囲内で適正にご活用いただきますようお願いいたしますとなっております。なお、個別の行政上の便益サービスの付与の決定、運用等に関しましては各所管の省庁にお問い合わせくださいということです。

以上、第1部はこれにて終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

第2部 外国人の在留に関する諸手続 - 中長期在留者が上陸してから出国するまでの流れ -

講師 箕輪 ひろみ 氏（神奈川県行政書士会国際部）

皆さんこんにちは。神奈川県行政書士会国際部の箕輪です。私のほうでは、外国人、なかでも中長期在留者の方が日本に入国してから出国するまでの流れについて、ご説明いたします。このたびの法改正によって、外国人の在留管理というものが二元的な管理から一元的な管理、“点から線へ”ということで、新しい在留管理制度が法改正によって構築されました。これは、法務省が一括して外国人の方の在留状況を知る上で必要な情報を、“点”ではなく、継続的に把握するという“線”の管理を行うということですが、この継続的な在留状況を把握する“線”の管理を行うために、このたびの法改正において、中長期在留者の方々には、様々な届出義務が課されていると同時に、この届出制というものを強化するために、様々な罰則なども設けられているという状況です。

正確な在留状況の把握によって外国人の方の利便性が向上するという、そういう一面も確かにありますけれども、反面、在留管理というものが、従来よりも一段と強化されている状況とも言えます。

そして、今回のテーマが、「新しい在留管理制度がもたらす行政サービスの諸問題」ということですので、中長期在留者であった方が、罰則等によって、この中長期在留者の対象から外れてしまう。すなわち、住民基本台帳制度の対象外になってしまうこともあり得るのです。

そこで、第2部では、改正法で施行された項目、それから法改正前より強化された項目、罰則等とポイントを絞り、中長期在留者の方が日本に在留している間に、これらの項目がどのように絡んでくるのかというところをお話ししたいと思います。

それでは、レジュメの4ページをご覧くださいませでしょうか。まず、外国人の方は、パスポート、それと査証を持って日本にやってきます。そして、外国人の方は、空港等で上陸申請を行い、そこで入国審査官による上陸審査が行われます。上陸条件に適合すると認められた場合には、上陸が許可され、資料編の1ページから2ページに記載してある在留資格、在留期間が決定され、日本へ在留するという流れになります。

上陸が許可されると、パスポートに上陸許可の証印シールが貼られます。今回の改正に

より、上陸許可時に中長期在留者に該当する方には、在留カードが交付されることになりました。この在留カードですが、16歳以上の中長期在留者の方には、常時携帯義務が課されており、入管特例法で定められている特別永住者証明書には、常時携帯義務は課されておりません。特別永住者の方は、日本国との平和条約の発効によって日本の国籍を離脱した方で、戦前から引き続いて日本に在留している方や、その方の子孫である方が対象ですが、この特別永住者の方の歴史的経緯から配慮が必要ということで、特別永住者証明書については、常時携帯義務というものは課されておりません。

先ほど申し上げましたとおり、16歳以上の中長期在留者の方には、在留カードの常時携帯義務が課されていますが、中長期在留者の方が現在所持されている旧外国人登録証明書については、一定の期間、在留カードとみなされます。在留カードとみなされる期間は、法務省のリーフレットの7ページに記載されています。この期間は、みなし在留カードということで、中長期在留者の方のお手元にある旧外国人登録証明書に関しても、常時携帯義務が課されています。この常時携帯義務に違反すると、20万円以下の罰金の対象となってしまいますので注意が必要です。

また、この旧外国人登録証明書をすぐ在留カードに切り替える必要があるのでしょうかといったご質問が増えておりますが、旧外国人登録証明書が在留カードとみなされている期間中は、すぐに切り替える必要はありません。永住者以外の方に関しては、基本的に2012年7月9日以降の在留期間更新等の許可の際に、在留カードが交付されます。ただし、永住者の方については、16歳以上の永住者は2015年7月8日までに、16歳未満の永住者の方は2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日までに在留カードの交付申請をすることが必要です。

ここで、在留カードに関して補足します。旧外国人登録証明書には、通称名の記載がございましたが、今回の改正で、在留カード、特別永住者証明書には通称名の記載はされなくなりました。通称名については、住民基本台帳法によって情報が付与されることになっていきますので、市区町村役場にて通称名の登録をしていれば、住民票の写しには氏名と通称名が記載されることになっています。

レジュメの7ページ、アンケート回答の1番の(3)、特別永住者証明書に切り替えた特別永住者の方が、金融機関で既に開設されている口座の手続きの際、特別永住者証明書に通称名の記載がなかったため手続きができなかった等のクレームが寄せられているということですが、旧外国人登録証明書から在留カードまたは特別永住者証明書への切り替え申

請の際には、旧外国人登録証明書に記載されていた通称名は、在留カードや特別永住者証明書には記載されないけれども、住民票には氏名と通称名が記載されますといったアナウンスが必要になってくるかと思えます。

また、漢字圏の外国人の方には、氏名に漢字を使用する中長期在留者や特別永住者からの申出により、在留カードや特別永住者証明書に漢字または漢字及び仮名で表記された氏名をローマ字氏名と併記することができるとしていますので、そのアナウンスも必要かと思えます。

それでは、レジユメの4ページに戻ります。中長期在留者の方が、上陸許可を受けて、在留カードが交付されたあと、中長期在留者の方は、日本在留中に様々な手続きを行います。今回の改正では、継続的な在留状況を把握する、“線”の管理を行うために、従来からある在留諸申請に加え、各種届出手続きを行わなければならなくなりました。

まず一つ目が、住居地に関する届出です。法務省のリーフレットでは8ページ、10ページに記載があります。住居地に関する届出は、市区町村役場にて行います。中長期在留者の方は、上陸後、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場に行き、在留カードを提出して、新規住居地を届け出なければなりません。中長期在留者の方は、今回の改正によって、住民基本台帳法の対象となりますので、日本人同様、転入届をしなければなりません。在留カードを提出して住民基本台帳法上の転入届を行った場合には、入管法上の住居地の届出を行ったものとされますので、「上陸後、住居地を定めた日から14日以内に、在留カードを持参して転入届を行ってください」と外国人の方へアナウンスをする必要があります。

その後、住居地を変更した場合は、新住居地を定めた日から14日以内に、それから在留資格の変更などに伴って新たに中長期在留者となった場合には、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場へ在留カードを提出して住居地の届出を行わなければなりません。なお、在留カードを提出して住民基本台帳法上の転入届、転居届を行った場合には、入管法上の住居地の届出を行ったものとみなされます。

旧外国人登録法においては、居住地の変更をした場合には、新居住地にて変更登録を行えばよかったです。改正法によって住民基本台帳法の対象となりますので、転入先の手続きだけでなく、転出地での手続きも行わなければなりません。転出届を提出して、転出証明書の交付を受け、新住居地で転入届を行うこととなります。ここは旧外国人登録法の頃と大きく違うところになります。

この住居地関係の届出については、かなり厳しい罰則が設けられております。資料編の14ページに記載しましたが、住居地の虚偽の届出をした場合には、1年以下の懲役または20万円以下の罰金。それから、届出義務違反については、20万円以下の罰金。上陸許可を受けて新たに中長期在留者となった方が上陸許可を受けた日から90日以内に、在留資格の変更等によって新たに中長期在留者となった方がその許可を受けた日から90日以内に、そして、中長期在留者の方が法務大臣に届け出た住居地から退去した場合に、その退去した日から90日以内に、いずれも正当な理由がある場合を除き、住居地の届出をしなかったり、虚偽の住居地を届け出た場合には、在留資格の取消しの対象になってしまいます。虚偽の届出で懲役に処せられた場合には、退去強制の対象にもなります。

旧外国人登録制度においては、法務省側から見ると、外国人登録の情報について調査権限がなく、上陸、在留にかかわる許可の申請時に、外国人から情報を取得するだけであったこと。また、外国人登録法上の申請義務違反が、入管法上の処分と結びついていなかったことにより、外国人の在留状況、特に居住実態を正確に把握できていない状況がありました。今回の法改正により、法務大臣が、外国人の在留管理に必要な情報を、一元的に管理する制度へと舵を切りましたが、住居地の届出、それに附随する罰則などは、この改正法の趣旨を顕著に表している部分ではないかと思えます。住居地の届出について様々な罰則が設けられている部分、この点をおろそかにしていると、中長期在留者の方々におかれましては、日本での在留基盤である在留資格を失ってしまう可能性がありますので、十分ご留意いただきたいと思えます。

ここで少し再確認したいと思えます。先ほどから、中長期在留者の方は住民基本台帳法の対象となると申し上げておりますが、住民基本台帳法の対象となる外国人の方々を確認したいと思えます。レジユメの5ページの右下、点線で囲ってある「【参考】外国人住民に係る住民票を作成する対象者」という部分をご覧ください。

住民基本台帳法の対象となる外国人の方は、中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者または仮滞在許可者 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者といった、から の方々に住民票が作成されることになっています。そして、住民票作成対象者となっている中長期在留者はどういう方かということ、レジユメの4ページに戻りまして、「3月」以下の在留期間が決定された人 「短期滞在」の在留資格が決定された人 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人 から の外国人に準じるものとして法務省令で定める人 特別永住者。ただし、特別永住者の方は、入管特例法によ

って特別永住者証明書が交付され住民票の作成対象者となっています。最後に、在留資格を有していない人、これら から に当てはまらない人が中長期在留者ということになります。ここで、今回の改正法によって、中長期在留者に該当しないため、住民票の作成対象者にならない在留資格を有していない人だけに弊害が出ているのではないという部分で、印鑑登録について少し触れてみたいと思います。

資料編の25ページをご覧ください。ここには印鑑条例について、横浜市さん、川崎市さん、鎌倉市さんの印鑑条例を掲載させていただきました。紙面の関係上、この3市町村のみを挙げさせていただいたのですが、県内各市区町村において、このような印鑑条例の改正が今回なされていると思います。レジュメの7ページのアンケート回答の1番、(4)、(6)、(7)ですね。こちらにも挙がっていますが、法改正前は、短期滞在者であっても外国人登録をすることができました。したがって、外国人登録原票に登録されることによって、短期滞在者であっても印鑑登録をすることができました。しかし、改正法による外国人登録の廃止に伴い、外国人も住民基本台帳法の対象となったことにより、印鑑条例から外国人登録関係の文言が削除され、住民基本台帳法対象者が印鑑登録者となった、すなわち、短期滞在者や3月以下の在留資格が決定された方は中長期在留者ではありませんので、住民基本台帳法の対象外となり、印鑑登録をすることができなくなっている状況です。

例えば、外国企業が日本で営業活動をする場合、会社、子会社を設立する、あるいは支店、営業所を設置する場合があります。その設立や設置の際に、日本における代表者を定めなければなりません。この場合において、日本における代表者のうち、1人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされております。この設立登記や営業所設置の登記の場面では、日本における代表者が日本に住所を有していることの証明書として、印鑑登録証明書の添付が必要です。改正法前までは、短期滞在者が「短期滞在」の在留資格で在留中に外国人登録を行うことによって印鑑登録をすることができましたので、設立などで必要な印鑑登録証明書の添付が可能であり、短期滞在者が単独で会社設立等することが可能でした。しかし、今回の法改正によって、短期滞在者は住民基本台帳法の対象外となり、印鑑登録をすることができなくなってしまいましたので、短期滞在者が単独で会社設立等することができなくなっているという状況です。この印鑑登録に関しては、今後、何かしらの改善策が取られることを期待しております。

それでは、レジュメの4ページをご覧ください。左下に、みなし再入国許可制度というものがあります。外国人の方が、この再入国許可を受けずに出国してしまった場合には、

それまで与えられていた在留資格は、出国した時点で消失してしまいますので、一時的に外国に渡航して、再び同じ在留目的で入国を希望する場合には、再入国許可というものを受けて、一時出国しなければなりません。このたびの法改正で、外国人の方の利便性向上という観点から、この再入国許可制度に、「みなし再入国許可制度」というものが導入されました。中長期在留者の方は、出国後1年以内、在留期限が出国後1年未満に到来する場合にはその在留期限までに、特別永住者の方は、出国後2年以内に、日本での活動を継続するために再び同じ在留目的で入国を希望する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなりました。ただし、今申し上げた期間を超えて再入国をする場合には、再入国許可を受けて出国する必要があります。再入国許可の申請は住居地を管轄する地方入管となります。法務省のリーフレットでは6ページに記載してあります。

特別永住者証明書につきましては、法務省のホームページをご覧ください。特別永住者に関する情報が掲載されています。法務省ホームページに掲載されているリーフレットにも、特別永住者に関する再入国許可、みなし再入国許可について記載があります。

それではレジユメの5ページをご覧ください。4ページでは届出手続の住居地に関する届出に関して見てまいりましたが、住居地以外にも継続的な在留状況を把握する“線”の管理を行うために、様々な届出手続きが設けられました。2012年7月9日以降の在留カードなどに関する手続きは、住居地関係の届出も含めて19項目、特別永住者証明書関係も、住居地関係も含めて11項目、合計すると30項目近くでしょうか。従来の在留諸申請に加えて、新たにこのような手続き関係が追加されました。レジユメの点線部分で囲っている部分は、そのなかの主なものを記載させていただきました。

まず、在留カードとみなされる外国人登録証明書からの切り替え。それから、法務省のリーフレットでは11ページをご覧ください。氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更を生じたときは、住居地以外の在留カード記載事項変更の申出。在留カードには有効期間がありますので有効期間の更新申請。それから、在留カードの紛失、汚損などした場合には在留カードの再交付申請を、いずれも14日以内に地方入管で行っていただく必要があります。

法務省のリーフレットの12ページ、所属機関に関する届出ということで、レジユメでは、活動機関に関する届出、契約機関に関する届出というように、実際の手続名称で記載しましたが、リーフレットでは所属機関に関する届出が、レジユメの活動機関、契約機関に関する届出に該当する部分です。中長期在留者のうち、在留資格が「技術」「人文知識・

国際業務」などの就労資格、在留資格が「留学」などの学ぶ資格を持って在留する方が、自身の雇用先や教育機関の名称変更や所在地の変更、消滅があった場合、雇用先や教育機関から離脱、契約終了した場合、移籍、新たな契約締結をした場合においては、それぞれ14日以内に地方入管へ、郵送の場合には東京入管へ届出しなければなりません。所属機関に変更があった場合には、忘れずにこの所属機関に関する届出を行うことが必要です。

配偶者に関する届出ですが、今回の入管法の改正において重要な部分、注意が必要な部分です。まず、中長期在留者のうち配偶者としての在留資格。「家族滞在」「特定活動(八)」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」これらの在留資格を付与され在留している方が、配偶者と離婚あるいは死別した場合には、14日以内に地方入管へ、郵送の場合には東京入管へ届出なければなりません。そして、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格で在留している方のうち、正当な理由がある場合を除いて、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行わないで日本に在留している場合には、在留資格取消の対象となってしまいます。離婚や死別後、引き続き日本で在留を希望する場合、この6か月の期間内に在留資格変更などの手続きを行い許可を受けなければいけませんし、許可を受けるができなかった場合には、日本に在留することはできません。

そして、在留カードの返納事由です。詳しくは資料編の15ページをご覧ください。在留カードの返納事由に該当する場合には、在留カードを返納しなければなりません。レジュメの5ページに戻りまして、これは従来からある在留諸申請ですけれど、この更新許可、それから変更許可、取得許可、永住許可がなされた場合、従来は、パスポートに許可の証印シールが貼られていたのですが、今回の改正で、これらの許可に関しては、パスポートに許可の証印シールが貼られるのではなく、新たに在留カードが交付されることとなりました。そして、この中長期在留者の方々は、日本在留中に、このような各種届出、在留諸申請を行い、日本で在留活動を終わったら、日本から出国、帰国となります。

以上が今回の法改正で定められた主な届出手続きになりますが、これらの届出義務の履行を担保するために、様々な罰則等が定められています。法務省のリーフレット14ページをご覧ください。

まず、在留資格の取消しとして、不正な手段によって在留特別許可を受けたこと。それから、配偶者として「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格で在留している方が、正当な理由がなく、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留すること。そして、住居地に関する届出について、正当な理由がなく住居地の届出をしなかったり、虚

偽の住居地を届け出ると、在留資格取消しの対象となってしまいます。

在留カードの偽変造等の行為や、各種届出の際、虚偽届出等によって懲役以上の刑に処せられると退去強制事由に該当してしまいます。また、中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出、届出義務違反、在留カードの受領、携帯、提示義務違反をしたり、在留カードの偽変造等の行為をすると罰則の対象となってしまいます。

資料編の14ページから20ページに、この在留カード届出関係などの罰則等、それから、資料編の21ページから24ページに、特別永住者証明書届出関係などの罰則等に関する一覧表を作成して掲載させていただきましたが、法務省のリーフレットでは、この14ページの1ページに収まっている部分、これを分解すると、これだけの罰則等が中長期在留者の方に科されていることが分かります。全部で10ページございますけれども、これだけの罰則等が設けられていることで、在留管理制度がより一段と強化されたこともお分かりになるかと思えます。

入管から公表されている「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」というものがあります。そちらでも、審査においては入管法に定める届出等の義務を履行していることを考慮すると明記されています。今回の改正で、継続的な在留状況を把握する、二元的管理から一元的管理、“点から線へ”ということで、この“線”の管理を行ううえで設けられたこの各種届出義務の履行が、中長期在留者の方にとっては、とても重要かつ大切な部分にもなっています。同時に、市区町村の方の立場からも、この届出義務の履行については、適正な行政サービスを行ううえで、とても重要なところだと思います。この届出義務によって、外国人の方の在留管理が一段と強化されたというところ、駆け足ではありましたが、ご説明させていただきました。

それでは、これにて終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(以上)